

## 第2号議案

広域系統整備の実施計画に係るコスト等調査（2019年度分）の実施について

（案）

東北東京間連系線に係る広域系統整備計画において、事業実施主体が行う工事の実施計画について、コスト等を検証することとした。当該検証に必要な調査・考察業務を委託により行うこととし、以下のとおり、委託先選定のための入札を実施する。

### 1. 調達方法

一般競争入札（総合評価落札方式）

### 2. 入札スケジュール

2019年10月30日（水）	公告
2019年11月6日（水）	入札説明会
2019年11月18日（月）	入札締切
2019年11月20日（水）	技術審査
2019年11月27日（水）	落札者決定
2019年11月29日（金）迄	落札結果通知

### 3. 入札説明書（仕様書含む）

入札説明書は、別紙入札説明書一式の通り。なお、公告時にウェブサイト上で開示する。

### 4. 落札者の決定

総合評価結果に基づく落札者の決定、及び、落札者との契約の締結については、別途、理事会に付議する。

以上

### 【添付資料】

別紙 入札説明書一式

（内訳：入札説明書、入札書、仕様書、契約書（案）、応札資料作成要領、評価項目一覧、評価手順書）



# 広域系統整備の実施計画に係るコスト等調査 (2019年度分)

## 入札説明書

電力広域的運営推進機関

内 訳

入 札 説 明 書  
入 札 書  
仕 様 書  
契 約 書 ( 案 )  
応 札 資 料 作 成 要 領  
評 価 項 目 一 覧  
評 価 手 順 書

# 入札説明書

電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関の「広域系統整備の実施計画に係るコスト等調査（2019年度分）」に係る入札公告（2019年10月30日付け公示）に基づく入札については、下記に定めるところによる。

## 記

### 1. 競争入札を実施する事項

- (1) 件名 広域系統整備の実施計画に係るコスト等調査（2019年度分）
- (2) 調査内容 別紙仕様書のとおり。
- (3) 調達方式 一般競争入札（総合評価落札方式）
- (4) 履行期限 別紙仕様書のとおり。
- (5) 納入場所 別紙仕様書のとおり。
- (6) 入札方法 入札金額は、「広域系統整備の実施計画に係るコスト等調査（2019年度分）」に関する総価で行う。  
なお、本件については入札の際に提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2. 競争参加資格

- (1) 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で等級「C」以上の格付けをされている者であること。
- (2) 各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。
- (3) 入札説明会に参加した者であること。
- (4) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (5) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く）。
- (7) 自己、自社若しくはその役員等（注1）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力（注2）でない者であること。
- (8) 破壊活動防止法に定めるところの破壊的団体およびその構成員でない者であること。
- (9) 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の事業実施主体である東北電力株式会社（以下「事業実施主体会社」という。）でない者であること。
- (10) 次に掲げる各号のいずれにも該当しない者であること。
  - ① 事業実施主体会社の親会社<sup>1</sup>
  - ② 事業実施主体会社の若しくは事業実施主体会社の親会社の子会社<sup>2</sup>

<sup>1</sup> この入札説明書において「親会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）（以下「財務諸表等の用語に関する規則」という。）第8条第3項で定める意義を有する。

<sup>2</sup> この入札説明書において「子会社」とは、財務諸表等の用語に関する規則第8条第3項で定める意義を有する。

- ③ 事業実施主体会社の若しくは事業実施主体会社の親会社の関連会社<sup>3</sup>及び当該関連会社の子会社
- ④ 事業実施主体会社若しくは事業実施主体会社の親会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等（以下「その他の関係会社」という。）並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社

- (11) 送変電設備の新設・増設・改修工事等における設計、工事又はコスト等調査の実績が過去10年間にある者（委託業務を再委託ないし共同実施する場合には、当該再委託先ないし共同実施者（他の入札参加資格を満たす者に限る。）のいずれかの者に同実績がある場合を含む。）であること。
- (12) 「広域系統整備の実施計画に係るコスト等調査（2019年度分）」の委託業務の対象となる広域系統整備計画（東北東京間連系線に係る広域系統整備計画）の工事に関し、同工事の請負又は同工事にかかる資材の売買を行わない者であること。

(注1) 取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者。

(注2) 暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者等、その他これに準じる者。

### 3. 入札者の義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、電力広域的運営推進機関が交付する仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書の提出期限内に提出しなければならない。

また、落札者決定までの間において電力広域的運営推進機関の職員から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、入札者の作成した提案書は電力広域的運営推進機関において審査するものとし、採用し得ると判断した提案書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。

### 4. 入札書・提案書・入札資格確認書類の提出期限、提出書類及び提出先

提出期限： 2019年11月18日（月）15時必着で必要書類を郵送または持参すること。

提出書類： ・ 全省庁統一資格 資格審査結果通知書（写）  
・ 入札書・・・別途封入すること  
・ 提案書  
・ 適合証明書

提出先： 〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15  
電力広域的運営推進機関 総務部経理グループ

「広域系統整備の実施計画に係るコスト等調査（2019年度分）」入札係

### 5. 技術審査（プレゼンテーション）の日時及び場所

2019年11月20日（水）

時間、場所については、入札者に別途連絡の上調整

### 6. 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取消しをすることができない。

### 7. 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 「2. 競争参加資格」に示した競争参加資格のない者による入札
- ② 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもってかえることができる。）を欠く入札
- ③ 金額を訂正した入札
- ④ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

<sup>3</sup> この入札説明書において「関連会社」とは、財務諸表等の用語に関する規則第8条第5項で定める意義を有する。

- ⑤明らかに連合によると認められる入札
- ⑥提案書が電力広域的運営推進機関の審査の結果採用されなかった入札
- ⑦入札書提出期限までに到着しない入札
- ⑧その他入札に関する条件に違反した入札

## 8. 落札者の決定方法

電力広域的運営推進機関が設定する予定価格の制限の範囲内で、電力広域的運営推進機関が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、電力広域的運営推進機関が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、各人に連絡の上、後日、再度入札を行う。

また、落札となるべき同総合評価点の入札をした者が2者以上あるときは、各人に連絡の上、当該入札をしたものにくじを引かせて落札者を決定する。

## 9. 入札保証金及び契約保証金 免除

### 10. 契約書作成の要否 要

#### 11. 契約書の提出

- (1) 落札者は、入札説明会時に電力広域的運営推進機関から交付された契約書（案）に必要事項（実施計画書及び履行体制図等）を追加で記載した契約書（案）を電力広域的運営推進機関に事前提出し、承認を得たうえで、契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10営業日以内に提出しなければならない。  
ただし、電力広域的運営推進機関が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

#### 12. 支払の条件

契約代金は、契約書記載の条件により、精算払請求書の受領日から30日以内に支払うものとする。

#### 13. 入札書等に使用する言語及び通貨

- (1) 入札書、提案書、技術審査のプレゼンテーション及び調査報告書等に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

#### 14. 落札決定の取消し

- (1) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札ではないことが判明した時は、電力広域的運営推進機関は落札決定を取消することができる。

#### 15. その他

- (1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
- (2) 本入札結果については、落札者との契約締結後、原則として、契約相手方、契約締結日及び契約金額等の契約概要を公表する。
- (3) この入札に関して不明な点は、2019年11月8日（金）17時までには下記問い合わせ先へ、電子メールで問い合わせることができる。問い合わせへの回答は2019年11月11日（月）までに電力広域的運営推進機関ウェブサイトの本入札公告上に開示する。

##### 【問い合わせ先】

電力広域的運営推進機関 総務部経理グループ（契約担当）

メールアドレス：[keiyaku@occto.or.jp](mailto:keiyaku@occto.or.jp)

ウェブサイト：[トップ](#) > [調達情報](#)

(様 式)

年 月 日

電力広域的運営推進機関 御中

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

## 入 札 書

入札金額 ¥ \_\_\_\_\_

内訳 別添支出計画書のとおり。

入札事項 広域系統整備の実施計画に係るコスト等調査（2019年度分）

契約条項の内容及び貴機関「入札説明書」の内容を承知の上入札いたします。

## 支出計画書

## 【参考例】

区分	内訳	金額	積算内訳
1. 人件費	主席研究員 主任研究員 研究員	000,000,000 z, zzz, zzz	主席研究員 @ xx, xxx * yy 時間 = z, zzz, zzz 主任研究員 @ xx, xxx * yy 時間 = z, zzz, zzz 研究員 @ xx, xxx * yy 時間 = z, zzz, zzz  (注1: クラス別、人件費単価については、 必ず記載すること。)
2. 事業費	委員会費 委員謝金 委員交通費 会場借料	000,000 z, zzz, zzz	@ xx, xxx * yy 人 = zzz, zzz  @aa, aaa * bb 時間 * 100/110 = ccc,ccc  (注2: 消費税及び地方消費税は別掲のため、 単価に含まれている場合、除外のう え、計上のこと。)
3. 再委託費	〇〇〇業務	xxx, xxx, xxx	株式会社×××                          xxx, xxx, xxx
4. 一般管理費		00,000,000	(1. 人件費 + 2. 事業費) の〇% (注3: 小数点以下切り捨て)
5. 小計			(注4: 入札金額と一致)
6. 消費税及び 地方消費税			5. 小計 (※) × 10% (注5: 小数点以下切り捨て)
7. 合計			

※消費税及び地方消費税にかかる免税事業者にあつては、課税売上げにかかる消費税及び地方消費税については、計上することはできない。

(様式)

質問状

社名			
住所			
TEL		FAX	
質問者			
質問に関連する文書名及び頁			
質問内容			

## 1. 件名

広域系統整備の実施計画に係るコスト等調査（2019年度分）

## 2. 目的

本機関は、平成28年6月に東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画、平成29年2月に東北東京間連系線に係る広域系統整備計画を策定した。その後、設備の建設、維持及び運用を実施する事業者（以下、「事業実施主体」という。）においては、策定した広域系統整備計画に基づき、広域系統整備を実現するための工事及びその準備に取り組んでいるところである。

事業実施主体が実施するこれらの工事が進捗していくことを踏まえ、本機関は、広域系統整備計画における各工事について、ルート調査が進展するなど、設計の精度が高まる時期に、「調達プロセス」及び「工事内容（工事費、工期）」について検証（以下、コスト等検証）することとしており、当該検証を行うことを目的に、平成29年4月に広域系統整備委員会の審議事項を一部分担させるコスト等検証小委員会（以下、小委員会という。）を設置した。（詳細は、別紙 第1回広域系統整備委員会コスト等検証小委員会資料）

受託者は、本検証に必要な調査・考察を行うとともに、小委員会の事務局業務を支援する。

## 3. 実施内容

## (1) 2019年度検証対象

両広域系統整備計画のうち2019年度に主要資材又は請負を発注する工事を検証対象とする。

## 【2019年度検証対象】

(ア) 東北東京間連系線に係る広域系統整備

- A) 500kV送電線 新設工事
  - ・ (仮) 広域連系南幹線
  - ・ (仮) 広域連系北幹線
- B) 500kV送電線 接続変更工事
  - ・ 相馬双葉幹線
- C) 新設開閉所への既設500kV送電線 引込工事
  - ・ 常磐幹線
  - ・ 新地火力線
- D) 500kV開閉所 新設工事
  - ・ (仮) 広域連系開閉所
- E) 500kV送電線 引出工事
  - ・ 宮城中央変電所

## (2) 小委員会事務局支援業務

本機関は、有識者、一般送配電事業者で構成される小委員会（委員数6名程度）を、事業実施主体の工事進捗に合わせて開催する。小委員会は後記「(3) 2019年度検証対象に関する調査・考察」について、月1回程度の頻度（2回程度）で議論を進め、取りまとめを行う。受託者は、小委員会の開催に関して、本機関の指示に従い、「(5) 小委員会での説明」に関する小委員会の委員への

資料の事前説明（2回、各4名程度）などを行う。

(3) 2019年度検証対象に関する調査・考察

「(1) 2019年度検証対象」について、以下のとおり調査・考察を行う。

- ① 事業実施主体（東北東京間連系線：1社）へ、検証段階の工事計画についてヒアリングを行う。また、必要により検証に必要なデータを収集する。  
なお、事業実施主体は、「(1) 2019年度検証対象」を説明資料により小委員会へ説明するので、受託者には当該説明資料を後記「(7) 本業務に必要な情報の提供」に示すとおり提供する。
- ② ①のヒアリング及びデータ収集の結果、別途提供する広域系統整備における過去の工事实績及び実施案をもとに、実施計画段階における、調達プロセス、工事内容（工事費、工期）の検証に必要な考察を行う。
- ③ 上記の方法以外で、②に示す考察に対し追加の情報収集が必要とする場合には、本機関に提案の上、追加で実施しても良い。
- ④ 調査・考察した内容について、小委員会にて説明を行う。

具体的な調査・考察にあたっては、以下に示す事項を含めること。

- ✓ 東北東京間連系線に係る広域系統整備  
(調達プロセス)・・・D), E)のみ
  - ・ 発注方式選定について
    - 平成29年度にコスト等検証小委員会で検証した「当該整備計画における調達プロセスに関する基本的な考え方 主要設備ごとの発注方式の基本的な考え方」に沿った発注方式となっているか（相違がある場合は、その理由）
    - 原則として市場原理を確保していると言えるか（合理的な理由なく、競争入札以外を選択していないか等）
    - コスト低減の取り組みがなされた発注方式となっているか
    - 機器の技術的特徴、用地面、工期面等、当該工事特有の事情を踏まえているか
- (工事内容：工事費)・・・A)～E)全て
  - ・ 実施案との差異理由の確認や過去実績との比較・分析
  - ・ 実施案や過去実績に比べて増加する見通しとなった場合には、増加要因・理由や対応策について考察
  - ・ 上記の考察においては、必要により、工事費の積算等を実施
  - ・ コスト低減の取り組みがなされているか
- (工事内容：工期)・・・A)～E)全て
  - ・ 実施案の完了時期と比較・分析
  - ・ 実施案の完了時期に比べて延長する見通しとなった場合には、遅延要因・理由や対応策について考察
  - ・ 工期短縮への取り組みがなされているか

(4) 定期的な報告

小委員会において、総合的に検証を行うことから、業務の進捗に応じて定期的に報告を行い、調査内容の確認を行うこと。

(5) 小委員会での説明

- ✓ (3) の調査・考察結果については、「(1) . 2019年度検証対象」の検証対象ごとに、小委員会において、調査結果について小委員会で説明すること(2回程度)。
- ✓ 説明に使用する資料は、説明を行う小委員会の開催前の別途協議により定めた日までに提出すること。

(6) 報告書の作成

上記(3)の調査・考察結果を取りまとめ、報告書を作成する。

- ✓ 報告書については、パワーポイント及びPDFファイル形式で作成する。
- ✓ 当該報告書に使用する言語は日本語とし、内容は、調査、考察結果について、体系的に整理して分析するとともに、イメージ図を含めたわかりやすい図表等を用いるよう努めること。

(7) 本業務に必要な情報の提供

本機関は、本機関が保有する広域連系系統における過去の工事实績及び広域系統整備計画(実施案含む)並びに(3)2019年度検証対象に関する調査・考察①に示す事業実施主体からの説明資料のうち本機関が必要と認める情報を開示する。この場合、開示された情報の取り扱いに関する秘密保持誓約書を事前に提出すること。

(8) その他

本業務の実施にあたって必要となる事項については、適宜、本機関と調整を実施すること。

4. 完了期限(納入物の提出期限)

2020年3月13日まで

5. 納入物

(1) 納入物の部数

報告書の電子媒体(DVD-R等)1枚

(2) 納入場所

電力広域的運営推進機関 事務所(計画部)

6. 特記事項

本仕様書に記載のない事項および疑義については、本機関と協議の上、決定することとする。

以上

## コスト等検証小委員会の設置について

平成29年5月17日  
広域系統整備委員会コスト等検証小委員会事務局



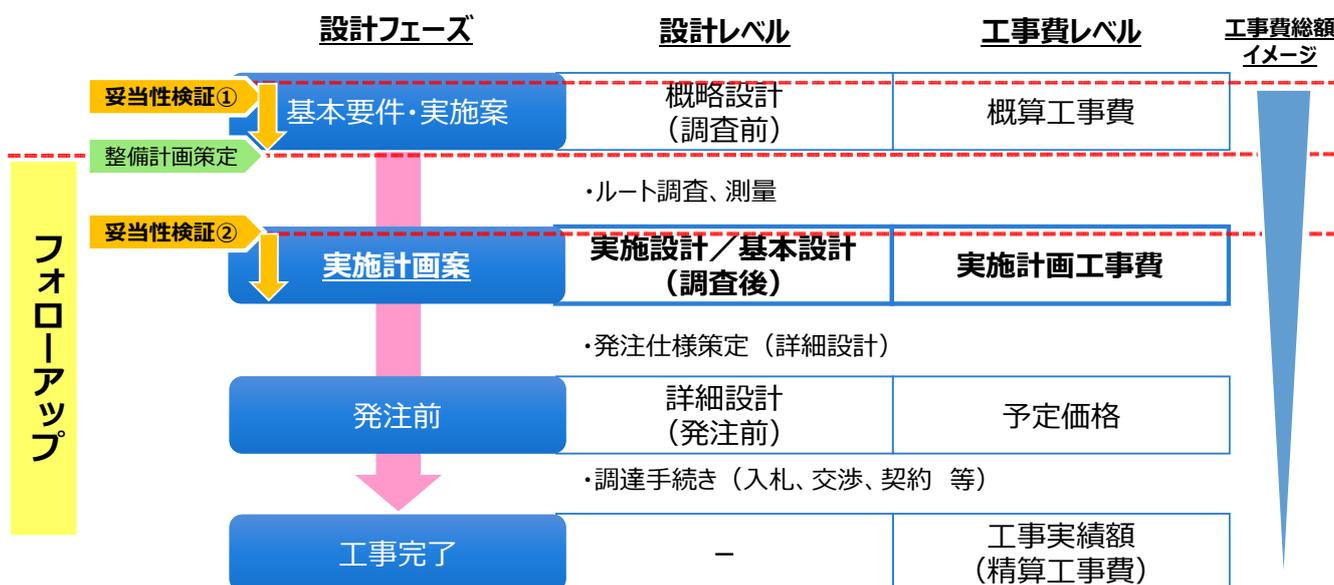
### 1. これまでの経緯

2

- 第7回広域系統整備委員会にて、「広域系統整備計画におけるコスト等の検証方法について」議論。
    - (第7回広域系統整備委員会資料2 抜粋)  
「広域系統整備に係るコスト等について、広域機関として透明性、公平性の観点から、しっかりと検証していく必要があるが、**設計レベルに応じ以下の2つのフェーズに分けて取り組む**こととしたい。
- |              |  |
|--------------|--|
| <b>フェーズ1</b> | 整備計画の決定に向け、提出された実施案における工事概算額の検証  |
| <b>フェーズ2</b> | 計画決定後、進捗把握をしていく中で、ルート調査、用地交渉、実施設計が大方完了し、工事実施計画を策定するプロセスの中で、実施計画工事費、調達プロセスの検証 |
- 平成28年6月に、東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画を策定。
    - (本広域系統整備計画抜粋)  
「本機関としても、事業実施主体と連携を取りつつ、進捗状況を把握し、工程の遅延の有無及びコスト増減等を確認するとともに、**ルート調査や実施設計が完了するなどの一定の時期にコスト等の検証を確実に実施するなど、本広域系統整備の実現及び目的の達成に向けて的確に取り組んでいく。**」
  - 平成29年2月に、東北東京間連系線に係る広域系統整備計画を策定。
    - (本広域系統整備計画 (抜粋))  
「本機関としても、事業実施主体と連携を取りつつ進捗状況を把握し、工程の遅延の有無及びコスト増減等を確認するとともに、**コスト等の検証**や事業実施主体へのサポート**を実施するなど本広域系統整備の実現及び目的の達成に向けて的確に取り組んでいく。**」
  - 第20回広域系統整備委員会にて、「フェーズ2における検証の枠組みについて」議論。
  - 第21回広域系統整備委員会にて、「コスト等検証小委員会の設置」及び「運営の方針」を決定。



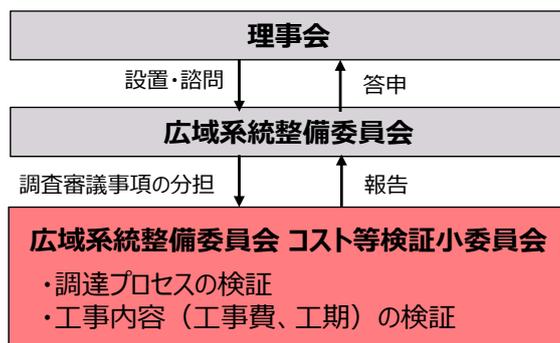
- 系統整備工事の設計に関する概略業務フローは以下のとおり。
- 設計フェーズが進むほど設計、工事費の精度が向上する傾向である。



## 2. コスト等検証小委員会の設置について

策定した広域系統整備計画では、計画が適切かつ確実に実行されるよう、事業実施主体が行う工事のコスト等を検証することとしているが、この検証のためには、電気工学、経済学、企業会計及び電力設備工事等に関する専門知見が必要であることから、本委員会に、委員会規程第5条に基づく小委員会を置き、本委員会の調査審議事項の一部を分担させることとする。

- 小委員会の名称 : 広域系統整備委員会コスト等検証小委員会
- 調査審議事項 : 広域系統整備の実施段階における調達プロセス及び工事内容(工事費、工期)の検証
- 当面取り扱う案件 : 東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画、東北東京間連系線に係る広域系統整備計画



### 広域系統整備委員会コスト等検証小委員会 運営方針

#### 1. 議事等

- 本小委員会の議決は、小委員長が広域系統整備委員会の議決を要すると認めた事項を除き、広域系統整備委員会の議決とする。
- 小委員長は、広域系統整備委員会に議事の経過を報告する。
- 原則として、会議は非公開とする。
- 配布資料は、公表することにより事業実施主体が行う調達、用地交渉その他の業務の適正な遂行を妨げる若しくは妨げるおそれのあることから、非公表とする。ただし、これらに影響を与えない配布資料は公表する。
- 公表することにより事業実施主体が行う調達、用地交渉その他の業務の適正な遂行を妨げる若しくは妨げるおそれのある議事は公表しない。

#### 2. 委員

- 本小委員会の委員は、原則として次の者を含むよう構成する。
  - 中立者委員：電気工学、経済学、企業会計等に関する専門的知見を有する者
  - 事業者委員：一般送配電事業者又は送電事業者に所属する役員又は従業員であって、広域連系系統の整備の実務に関する専門的知見を有する者
- 本小委員会の委員の任期は2年とし、再任は原則2回までとする。

## (参考) 委員会規程抜粋

### 【委員会規程】

#### (小委員会)

第5条 委員会は、必要があるときは、小委員会を置き、委員会で審議すべき事項の一部を分担させることができる。

2 小委員会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 小委員会に、その事務を掌理する小委員長を置き、小委員会に属する委員の中から委員長が指名する。

4 小委員長に事故があるときは、その職務を代理する委員を委員長が選任する。

5 第6条乃至第9条及び第11条の規定(第7条第7項の規定を除く。)は、小委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「小委員会」、「委員長」とあるのは「小委員長」、「理事会」とあるのは「委員会」と読み替えるものとする。

#### (会議)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、議決に加わることのできる中立者委員(電気供給事業者を代表する者として選任した委員(以下「事業者委員」という。)を除く委員をいう。以下同じ。)の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員長は、事業者委員について、やむを得ない事情がある場合には、代理の者の出席を認めることができる。

3 委員会の議事は、議決に加わることのできる中立者委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 議事の内容に特別な利害関係を有する中立者委員は、当該議事の議決に加われないものとする。

5 議事の内容に特別な利害関係を有する事業者委員は、委員長が指示する場合は、審議に参加することができないものとする。

6 第3条第4項但書に基づき、評議員と兼任する委員は、委員会における議決権を有しない。

7 委員会は、その定めるところにより、小委員会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

8 企業の合併等により、複数の委員が同一の電気供給事業者(複数の電気供給事業者が定款第7条第2項に定める親子法人等の関係にある場合は、当該複数の電気供給事業者を同一の電気供給事業者とみなす。)に所属する状況になった場合、当該委員は、本機関にその旨を報告しなければならない。この場合の取扱いは、理事会において決定する。

9 本機関の役員及び理事長の指名する者は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

10 委員長は、委員会にオブザーバーを招聘し、その意見を聞くことができる。

### 【業務規程】

(広域系統整備計画の変更)

第63条 本機関は、用地事情、需要動向の変化その他やむを得ない事由が発生した場合において、広域系統整備計画を変更することが合理的となったとき又は広域系統整備計画の実現が困難となったときは、広域系統整備委員会において検討の上、広域系統整備計画を変更することができる。

2 前項にかかわらず、広域系統整備計画の変更が軽微なものである場合には、本機関は、広域系統整備委員会の検討を経ることなく、広域系統整備計画を変更することができる。但し、この場合、本機関は、広域系統整備計画の変更内容について、広域系統整備委員会に報告する。

# コスト等検証小委員会の進め方について

平成29年5月17日  
広域系統整備委員会コスト等検証小委員会事務局

## 1. コスト等検証の概要（検証の目的、項目）

- 検証の目的
  - 広域系統整備を進めていく中では、工事費上昇や工期遅延につながる各種変動リスクが想定される。これらのリスクを把握し円滑かつ確実に広域系統整備を実現する。
  - 更なるコスト低減及び工期短縮を目指す。
  - 費用負担者への納得性向上を図る。
- 検証の概要・項目
  - 上記の目的を実現するため、実施段階の検証として、フェーズ1の検証に比べて、より専門性の高い検証を行う。
  - 設計の精度が高まるフェーズ2における検証の内容は、第7回広域系統整備委員会で議論した内容に加え、広域系統整備計画を着実に推進するため、工期面についても確認することとする。
    - ① 調達プロセス
    - ② 工事内容（工事費、工期）

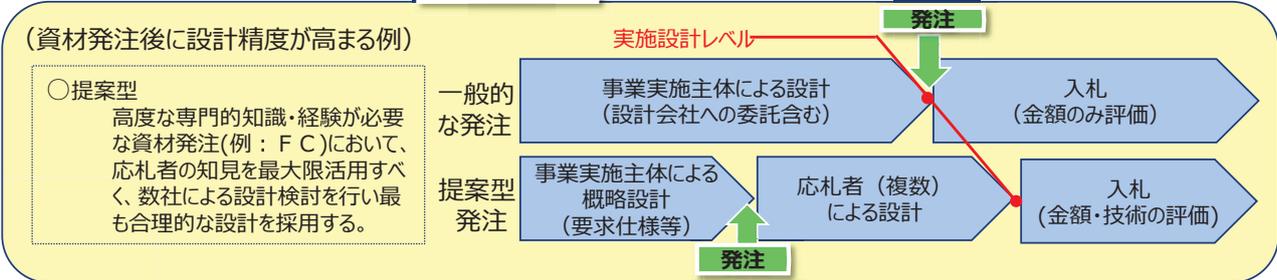
### ■ 検証の時期

- 検証の時期については、調査測量等により設計の精度が高まった段階（実施設計段階相当）から、検証結果を発注内容に反映できるよう資材発注（請負発注の方が早い場合は請負発注）まで※に実施する必要がある。 ※ 発注直前となると、工期の遅延を招くことから一定程度の期間が必要。
- 資材発注及び請負発注の前にそれぞれ検証することも考えられるが、どちらか早い方の発注後においては計画の大幅な変更は困難であり、工事全体の検証を行うには、資材発注（請負発注の方が早い場合は請負発注）の前に検証することが妥当である。
- なお、提案型の発注方式の場合には、発注前段階における評価方法や入札上限金額について確認を行う。

（工事進捗のイメージ）



（資材発注後に設計精度が高まる例）



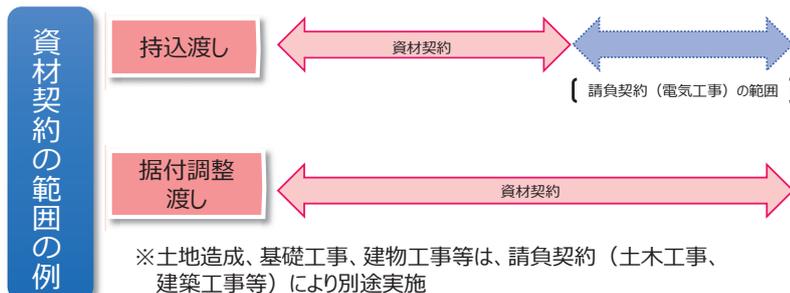
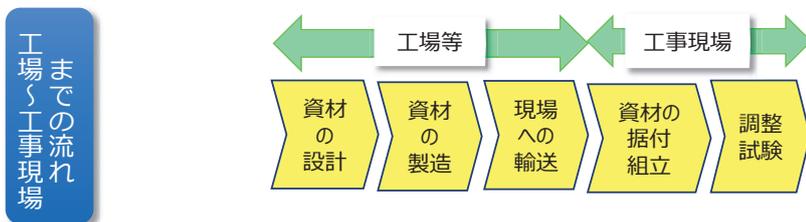
○提案型  
高度な専門的知識・経験が必要な資材発注(例：F C)において、応札者の知見を最大限活用すべく、数社による設計検討を行い最も合理的な設計を採用する。

## （参考）資材契約の範囲のイメージ

### ■ 資材契約の範囲について

- 資材契約の範囲については、購入資材に求められる技術レベル等に応じ、複数のパターンが存在としている。

（資材契約の範囲のイメージ）



※土地造成、基礎工事、建物工事等は、請負契約（土木工事、建築工事等）により別途実施  
※上記持込渡しのケースにおいて、メーカーが調整試験を据付工事完了後に行うケースも有（持込調整渡し）。

資材契約の範囲	適用の考え方	（参考）適用の例※
持込渡し	据付、調整試験にメーカー技術力等が不要な資材（メーカーが施工能力を保有していない場合を含む）に適用	66kV遮断器 鉄塔材 電線
据付調整渡し	据付、調整試験にメーカー技術力等が必要な資材に適用	500kV遮断器 FC

※一例を記載しており、すべての工事件名で適用している訳ではない。

#### ■ 検証の対象

- 実施段階におけるコスト等検証については、検証を行うことにより、工期の遅延や工事費の増加にもつながる可能性があるため、**工事進捗に可能な限り影響を与えずに検証していくことが必要**である。
- このため、検証の妥当性を確保することを前提に、**検証の労力・時間に対して効果が高い検証対象・項目を重点的かつ効率的に行う必要**がある。

#### ○ 検証の単位

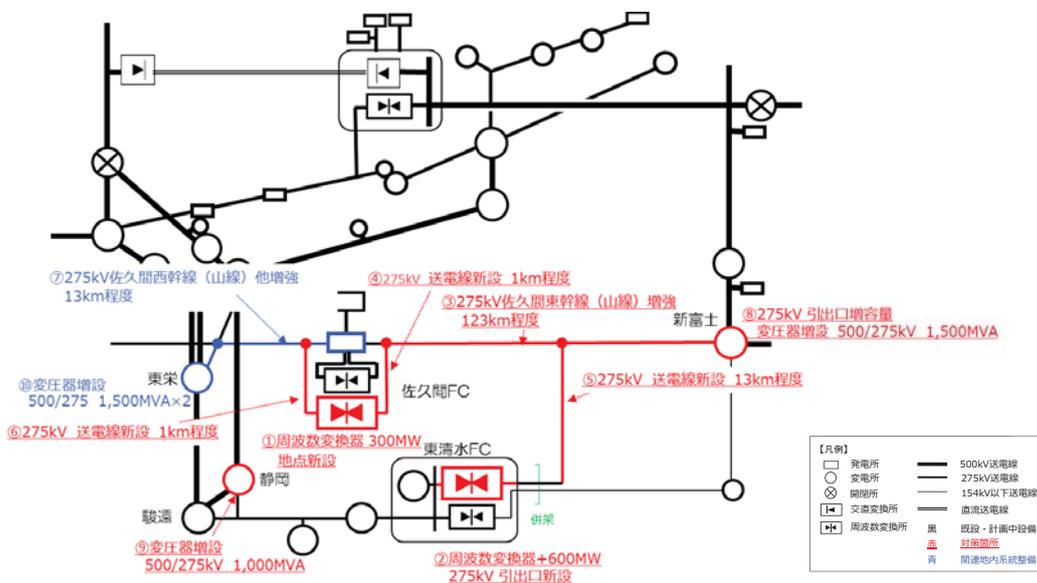
- ✓ 広域系統整備を全体工事として検証することは、工事件名ごとの詳細が確認できないことと、工事件名ごとに進捗が異なることから適切ではない。
- ✓ 一方、1つの工事件名内の個別発注ごとの検証では、工事件名を構成する発注数が極めて多いため、それぞれの発注を工事進捗に応じたタイミングで検証を行うと、工期遅延につながるとともに、工事全体を構成する相互の関係を把握しがたいなど、検証の労力・時間に対して効果が低い。
- ✓ このため、**検証は、工事件名単位**とする。ただし、効率的に検証業務を行う観点から、類似する工事件名や検証タイミングが近い工事件名は、可能な限り同一時期に検証を行うこととする。
- ✓ 東京中部間連系設備の工事件名は、下表のとおりである。なお、以降の記載は、広域系統整備計画が決定している東京中部間連系設備についてのみ具体的に記載するが、東北東京間連系線についても同様の考え方（検証の対象・単位、検証項目、検証体制）で行うこととする。



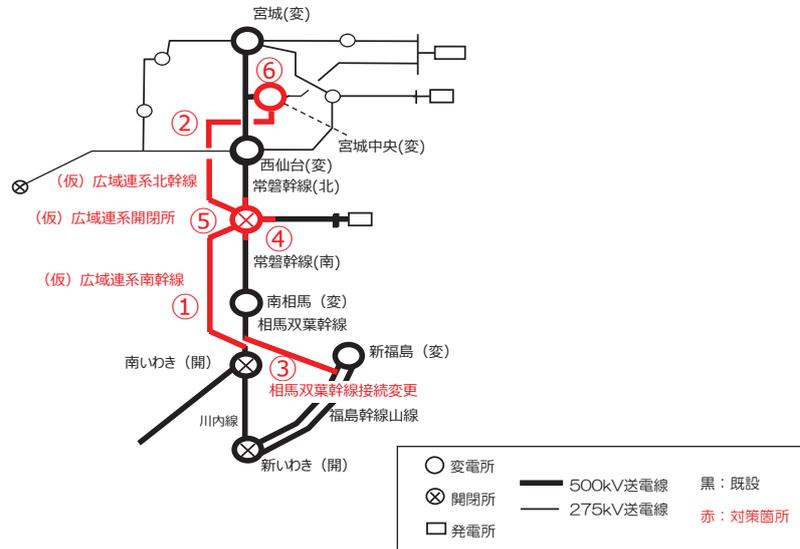
### （参考）工事件名（東京中部間連系設備の場合）

事業実施主体	工事件名
東京電力パワーグリッド	⑤東清水線（仮称）新設工事、⑧新富士変電所工事
中部電力	②東清水FC増強工事、⑨静岡変電所工事、⑩東栄変電所工事*
電源開発	①新佐久間FC（仮称）新設工事、 ③④⑥⑦佐久間東幹線（山線）増強工事・佐久間西幹線（山線）増強工事*他

※関連地内系統整備



事業実施主体	主な工事
東北電力	① (仮) 広域連系南幹線新設、② (仮) 広域連系北幹線新設 ③ 相馬双葉幹線接続変更、④ (仮) 広域連系開閉所への既設500kV送電線引入、 ⑤ (仮) 広域連系開閉所新設、⑥ 宮城中央変電所500kV送電線引出



(空白)

## ■ 検証の内容

### ① 調達プロセスの検証

調達プロセスの検証については、市場原理の阻害がないか（合理的な理由なく、競争入札以外を選択していないかなど）や、コスト低減の努力がなされているか等について、以下のとおり、コスト等検証小委員会にて検証を行うこととしてはどうか。

#### ➤ 検証の項目・時期

#### 1. コスト等検証開始から早期（基本的な考え方）

以下について、一括して検証を行う。

- ✓ 広域系統整備計画に係る事業実施主体の調達プロセスに関する基本的な考え方
- ✓ 主要設備ごとの発注方式の基本的な考え方※

※ 当該時点で調達方法の見通しが立っているものについては、その詳細を確認

#### 2. 「2. コスト検証の概要（検証の時期）」に示す時点

主要設備に対して、「1. コスト等検証開始から早期（基本的な方法）」で整理した基本的な方法によらない場合や、「基本的な方法」の一括検証時点では複数の調達方法が想定される場合は以下について検証を行う。

- ✓ 発注方式
- ✓ コスト低減施策の方法

（工事件名の特性に応じて、競争入札、提案型、共同調達、国際調達など）

# （参考）調達プロセス検証のイメージ

検証項目・時期	調達プロセスの検証を行う項目例
<b>1. コスト等検証開始から早期（基本的な考え方）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>広域系統整備計画に係る事業実施主体の調達プロセスに関する基本的な考え方</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 原則として市場原理を確保していると言えるか（競争入札を原則としているか等）</li> <li>✓ 随意入札とする場合の考え方</li> <li>✓ 競争入札とする場合において、一般競争入札と指名競争とする場合の考え方</li> <li>✓ 海外調達の考え方</li> </ul> </li> <li>➤ <u>主要設備ごとの発注方式の基本的な考え方</u>※                     <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 主要設備・主要工事について、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>• 発注方式の考えられる選択のパターンおよびその考え方</li> <li>• コスト低減方策の選択肢</li> </ul> </li> <li>✓ 想定される主要設備・主要工事は、以下のとおり。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>• 主要設備（資材）：F C、変圧器、引出設備、鉄塔材、電線</li> <li>• 主要工事（請負）：土木工事、建築工事、送電工事</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>※ 当該時点で調達方法の見通しが立っているものについては、その詳細を確認</p>
<b>2. 「2. コスト検証の概要（検証の時期）」に示す時点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>発注方式の選定について</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 上記の「1. コスト等検証開始から早期（基本的な考え方）」における検証内容に沿った内容であるか。</li> <li>✓ 原則として市場原理を確保している発注方式となっているか（合理的な理由なく、競争入札以外を選択していないか等）</li> <li>✓ コスト低減の取り組みがなされた発注方式となっているか。</li> </ul> </li> </ul>

### ②-1 工事内容（工事費）の検証

工事内容（工事費）の検証については、主要設備の工事費（契約前段階での見直し）について、工事物量に応じたものとなっているかや、コスト低減の取り組みがなされているか等について、以下のとおり、コスト等検証小委員会にて検証を行うこととしてはどうか。

#### ➤ 検証項目・時期

##### 1. 「2. コスト検証の概要（検証の時期）」に示す時点

- ✓ 実施案や過去の工事実績との対比（物量に応じた工事費となっているか）
- ✓ コスト低減施策の確認
- ✓ 実施案や過去の工事実績の概算工事費に比べて増加する見直しとなった場合には、増加要因・理由や対応策の検証

##### 2. 実施案の工事費が増加する見直しを把握した時点

- ✓ 増加要因・理由や対応策を速やかに検証する。なお、事業実施主体は実施案の工事費が増加する見直しを把握した時点で、広域機関(以下、本機関という。)へ速やかに報告を行う。

#### ➤ 留意事項

- ✓ 本機関は、上記の「検証項目・時期」とは別に、工事費の見直しについては、事業実施主体からの、年1回程度の実績見直しの報告（広域系統整備委員会）にて確認を行い、コスト低減等の状況を把握する。
- ✓ 検証終了まで該当工事や発注を中断すると工期の遅延につながる可能性があることから、検証を開始する段階で、事業実施主体からの説明を踏まえ、進捗状況や工期へ与える影響等をコスト等検証小委員会にて、速やかに検討する。
- ✓ 事業実施主体においても、効率的な検証に向け努力することが求められる。
- ✓ 当該コスト等検証に係わず、策定した広域系統整備計画の内容を変更する場合は、業務規程第63条に基づき、広域系統整備委員会での検討が必要。



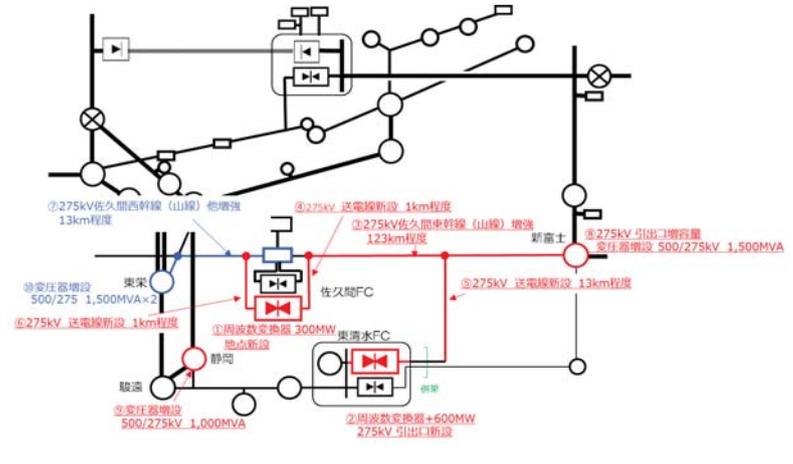
## （参考）工事費検証のイメージ

工事件名	工事内容の検証を行う項目例
送電線	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 調査・測量結果を踏まえた<u>送電線経過ルート</u>（基本ルートの選定理由）</li> <li>✓ <u>仮工事を行う場合の理由</u></li> <li>✓ 鉄塔、電線について、<u>重量、こう長、基数に応じた工事計画値（資材費、請負費）</u>となっているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄塔：鉄塔資材費/重量、鉄塔資材費/こう長、鉄塔請負/基数</li> <li>・ 電線：電線資材費/こう長、電線請負費/こう長</li> </ul> </li> <li>✓ 実施案や過去の工事実績の概算工事費に比べて増加する見直しとなった場合には、増加要因・理由や対応策</li> <li>✓ <u>コスト低減施策</u>を行っているか。</li> </ul>
FC	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 提案型発注を行う場合には、<u>発注段階の要求仕様、評価方法や入札上限金額（過去実績と対比）</u></li> <li>✓ 提案型発注を行わない場合には、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ FC本体の<u>基本仕様</u>（容量等）<u>や機器配置レイアウト</u>（実施案に基づいているか、相違がある場合はその理由）</li> <li>・ <u>FC本体の工事計画値（資材費）</u>について過去実績と対比。</li> <li>・ 土木工事については、<u>土地造成面積・土量等に応じた工事計画値</u>となっているか。</li> <li>・ 建築工事は、<u>延床面積等に応じた工事費</u>となっているのか。</li> </ul> </li> <li>※ 電気工事は、コストは相対的に小さく、検証に対する効果が低いため行わないことかどうか。</li> <li>✓ 実施案や過去の工事実績の概算工事費に比べて増加する見直しとなった場合には、増加要因・理由や対応策</li> <li>✓ <u>コスト低減施策</u>を行っているか。</li> </ul>
変電所	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 変圧器・開閉器類等の主要機器の<u>基本仕様</u>（容量・通過電流・母線形態等）<u>や機器配置レイアウト</u>（実施案に基づいているか、相違がある場合はその理由）</li> <li>✓ 変圧器・開閉器類等の<u>主要機器の工事計画値（資材費）</u>について同規模の過去実績と対比。</li> <li>✓ 実施案や過去の工事実績の概算工事費に比べて増加する見直しとなった場合には、増加要因・理由や対応策</li> <li>✓ <u>コスト低減施策</u>を行っているか。</li> </ul>

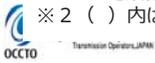
# (参考) 実施案の工事費内訳 (東京中部間連系設備の場合)

区分	NO	事業実施主体	工事費 (実施案)
FC	①	電源開発	
	②	中部電力	
送電線	③	電源開発	
	④	電源開発	
	⑤	東京電力	
	⑥	電源開発	※1 ( ) ※2
変電所	⑧	東京電力	
	⑨	中部電力	
	⑩	中部電力	※1 ( ) ※2
合計	-	-	1,854億円 ( ) ※2

事業実施主体	工事件名
東京電力パワーグリッド	⑤東清水線 (仮称) 新設工事、⑧新富士変電所工事
中部電力	②東清水FC増強工事、⑨静岡変電所工事、⑩東栄変電所工事※
電源開発	①新佐久間FC (仮称) 新設工事、 ③④⑥⑦佐久間東幹線 (山線) 増強工事・佐久間西幹線 (山線) 増強工事※他



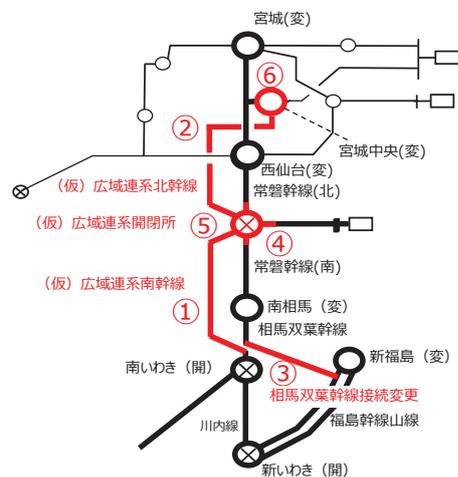
※1 FCとは別要因の地内系統整備を前提としているため、FCにより増強規模が拡大することによる増分費用。  
 ※2 ( ) 内は前提とする地内系統整備費用を別掲。



# (参考) 実施案の工事費内訳 (東北東京間連系線の場合)

区分	NO	事業実施主体	工事費 (実施案)
送電線	②	東北電力	
	④		
	①		
	③		
変電所	⑥		
開閉所	⑤		
その他※	-		
合計	-	-	1,530億円

事業実施主体	主な工事
東北電力	① (仮) 広域連系南幹線新設、② (仮) 広域連系北幹線新設 ③相馬双葉幹線接続変更、④ (仮) 広域連系開閉所への既設500kV送電線引込、 ⑤ (仮) 広域連系開閉所新設、⑥宮城中央変電所500kV送電線引出



※ 調相設備整備、給電システム改修、系統安定化システム整備



## ②-2 工事内容（工期）の検証

工事内容（工期）の検証については、広域系統整備の全体工期を決定する工事件名について、全体広域系統整備計画の工事完了時期から遅延がないかや、工期短縮に向けた取り組みがなされているか等について、以下のとおり、コスト等検証小委員会にて検証を行うこととはどうか。

### ➤ 検証項目・時期

#### 1. 「2. コスト検証の概要（検証の時期）」に示す時点

②-1 工事内容（工事費）における検証にあわせて、**その時点での該当工事件名の工期の見通しを確認**する。

- ✓ **広域系統整備計画の工事完了時期に対しての変化内容・理由**
- ✓ **工期短縮に向けた事業実施主体の取組・方策も確認**
- ✓ **広域系統整備計画の工事完了時期から遅延する見通しとなった場合には、対応策の検証**

#### 2. 広域系統整備計画の工事完了時期が遅延する見通しを把握した時点

✓ **遅延理由や対応策を速やかに検証**をする。なお、事業実施主体は**広域系統整備計画の工事完了時期から遅延する見通しを把握した時点で**、本機関に速やかに報告を行う。

### ➤ 留意事項

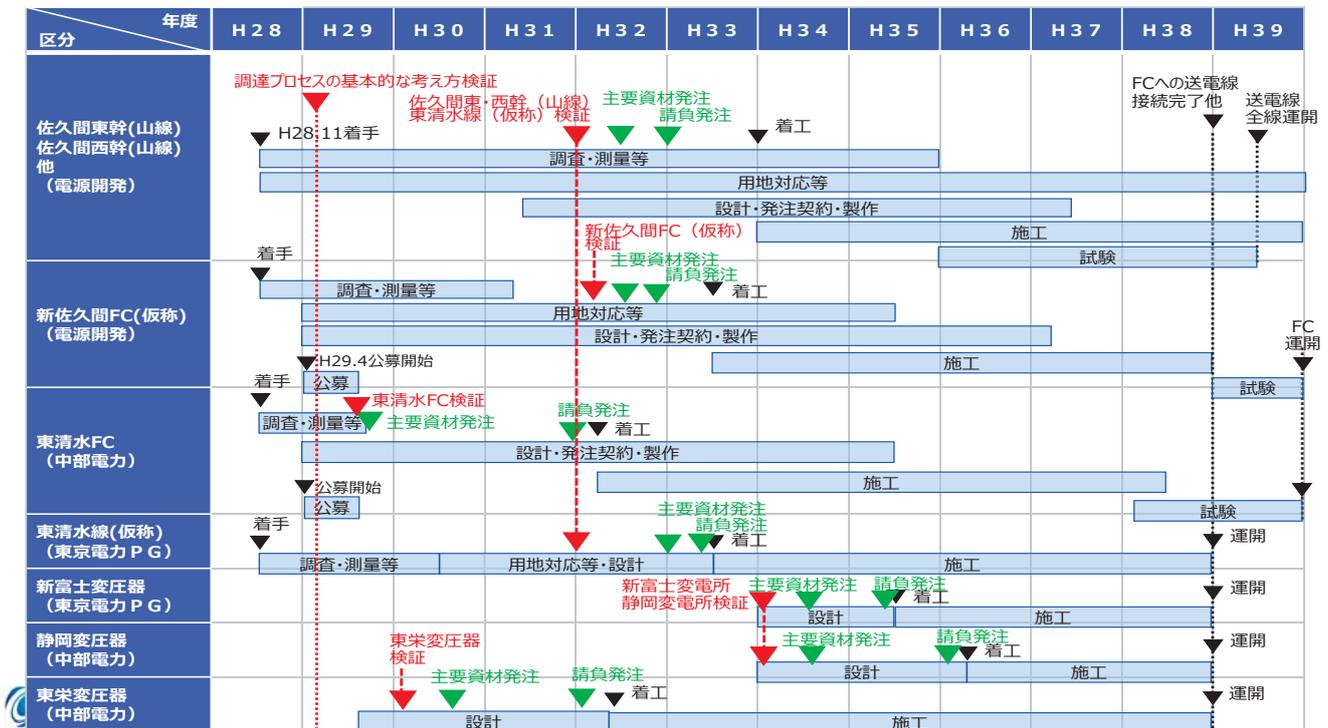
- ✓ 上記の「検証項目・時期」とは別に、業務規程第62条に基づき、事業実施主体より定期的（四半期毎）に報告を受け進捗を確認する。
- ✓ 当該コスト等検証に係わらず、策定した**広域系統整備計画の増強完了時期が遅延する場合は、業務規程第63条に基づき、広域系統整備委員会での検討が必要**。



# 5. コスト等検証の検証対象・時期（東京中部間連系設備の場合）<sup>16</sup>

## ■ 検証対象・時期の見通し

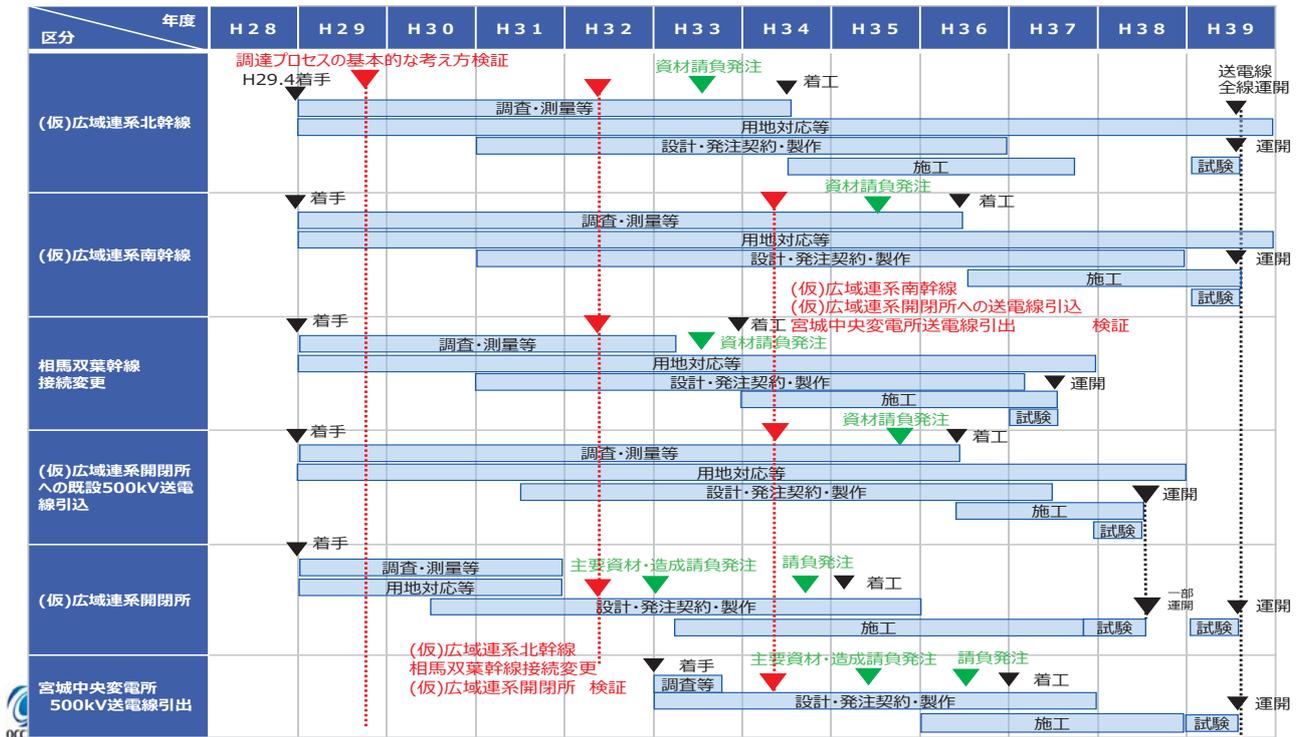
- 東京中部間連系設備の場合の検証の対象、時期については、現時点の想定では、以下のとおりとなる見通しであり、工事の進捗に応じて今後決定していくこととする。



## 5. コスト等検証の検証対象・時期（東北東京間連系線の場合）

### ■ 検証対象・時期の見通し

- ▶ 東北東京間連系線の場合の検証の対象、時期については、現時点の想定では、以下のとおりとなる見通しであり、工事の進捗に応じて今後決定していくこととする。



## 6. コスト等検証結果の取扱い

### ■ コスト等検証小委員会位置付け

- ▶ 本機関としては策定した広域系統整備計画が適切かつ確実に実行されるよう、検証するものである。事業実施主体においては、**本小委員会の検討結果を踏まえ、本広域系統整備を進めていくことが求められる。**

■ 平成29年度検証対象

➤ 平成29年度の検証対象は以下のとおりとする。ただし、工事の進捗に合わせた検証が必要であるため、工事の進捗に応じて都度見直すこととする。

- ✓ 東京中部間連系設備に係る広域系統整備
  - A) 当該整備計画における調達に関する基本的な考え方
    - ・事業実施主体の調達プロセスに関する基本的な考え方
    - ・主要設備ごとの発注方式の基本的な考え方
  - B) 東清水FC増設工事
- ✓ 東北東京間連系線に係る広域系統整備
  - A) 当該整備計画における調達に関する基本的な考え方
    - ・事業実施主体の調達プロセスに関する基本的な考え方
    - ・主要設備ごとの発注方式の基本的な考え方

■ 外部コンサルへの業務委託の活用

➤ 実施段階の検証として**広域連系系統の設計等**に専門性を有する会社への業務委託を活用し、効率的に検証作業を進めることとし、**株式会社ニュージェック**と業務委託に関する**契約を締結**した。



■ 平成29年度の検証スケジュール（案）

検討事項	H29年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
広域系統整備委員会					報告◇					報告◇		
コスト等検証小委員会		◇	◇	◇	(◇)	◇	◇	◇	◇	(◇)	(◇)	(◇)
進め方												
調達プロセスの基本的な考え方			東京中部間					東北東京間				
東清水FC工事検証												
設備視察												
コンサルによる検証	調達プロセス考え方						調達プロセス考え方					
事業実施主体による実施設計等						工事内容						
発注						東清水FC工事 (調達方法・概略設計等)						
						調達プロセスへ反映						調達プロセスへ反映



「広域系統整備の実施計画に係るコスト等調査  
(2019年度分)」に関する業務委託契約書(案)

2019年10月30日

電力広域的運営推進機関

「広域系統整備の実施計画に係るコスト等調査（2019年度分）」  
に関する業務委託契約書（案）

電力広域的運営推進機関（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）は「広域系統整備の実施計画に係るコスト等調査（2019年度分）」に関し、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

- ・ 目的 甲は、「広域系統整備の実施計画に係るコスト等調査（2019年度分）」（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- ・ 委託業務の対価 委託業務の実施に要した経費の額。但し、金 00, 000, 000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。
- ・ 完了期限 2020年3月27日まで
- ・ 実績報告書の提出期限 納入物の検査完了後、10営業日以内
- ・ 納入物 報告書の電子媒体（DVD-R等）一式  
その他詳細は実施計画書のとおり
- ・ 納入場所 甲の事務所
- ・ その他 別添のとおり

本契約の成立を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印の上、甲及び乙がそれぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都江東区豊洲6-2-15  
電力広域的運営推進機関  
理事長 金本良嗣

乙 東京都〇〇区〇〇1-1-1  
〇〇株式会社  
代表取締役社長 〇〇 〇〇

(実施計画書(仕様書)の遵守)

第1条 乙は、本契約に明記されていると否とを問わず、関係法令諸規則(要綱等を含む。)を遵守し、別紙1の実施計画書(仕様書)(以下「実施計画書」という。)に従って委託業務を実施しなければならない。

(計画変更等)

第2条 乙は、実施計画書を変更しようとするとき(事業内容の軽微な変更の場合及び支出計画の区分経費の10パーセント以内の流用(人件費への流用及び一般管理費への流用を除く。)の場合を除く。)は、あらかじめ様式第1により作成した計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の承認をする場合には、条件を付すことができる。

(履行体制)

第3条 乙は、別紙2の履行体制図に従って委託業務を実施しなければならない。

2 乙は、別紙2の履行体制図に変更が生じる場合には、速やかに様式第2により作成した履行体制図変更届出書を甲に提出しなければならない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 委託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称変更又は住所移転の場合。
- (2) 事業参加者との契約における契約金額の変更のみの場合。
- (3) 対価が金50万円未満の再委託(委託業務を第三者に委託することをいう。以下同じ。)、又は、印刷、会場借料(会場提供者からの付帯設備を含む。)、翻訳その他これに類する業務に関する再委託に該当する場合。

3 甲は、前項の場合において、本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(再委託)

第4条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、委託業務を第三者に再委託してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない(以下、委託業務を再委託する第三者を「再委託先」という。)

- (1) 別紙2の履行体制図に定めるものである場合。
- (2) 再委託の対価が金50万円未満である場合。
- (3) 再委託が印刷、会場賃借(会場提供者からの付帯設備の賃借を含む。)、翻訳その他これに類する業務に関するものである場合。

- 2 乙は、再委託の承認を受けようとする場合（再委託先の変更を含む。）には、あらかじめ様式第3により作成した再委託に係る承認申請書を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、再委託する場合には、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負う。本項に基づく乙の責任は本契約の終了後も有効に存続する。
- 4 乙は、再委託する場合には、乙が本契約を遵守するために必要な事項について再委託先と書面をもって合意しなければならない。

（再委託に係る承認申請等の特例）

- 第5条 第3条第2項の履行体制図変更届出又は前条第2項の再委託に係る承認申請を要する事実が、第2条第1項の実施計画の変更に伴って生じる場合は、同項に基づき、計画変更が承認された範囲内において、履行体制図変更届出を行い、又は、再委託に関する承認を得たものとみなす。
- 2 前条第2項の再委託の承認を得た場合は、その承認された範囲内において、履行体制図変更届出を行ったものとみなす。

（監督等）

- 第6条 乙は、甲が指定する職員（以下「監督職員」という。）の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。
- 2 乙は、監督職員から要求があるときは、委託業務の進捗状況について報告しなければならない。

（知的財産等の使用）

- 第7条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっている物（以下「知的財産権等」という。）を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（納入物の提出）

- 第8条 乙は、本契約書に記載する完了期限（以下「完了期限」という。）までに、実施計画書に記載する納入物（以下「納入物」という。）を、様式第4により作成した委託業務完了報告書とともに、甲に提出しなければならない。

（委託業務完了の検査）

- 第9条 甲は、前条に基づき納入物の提出を受けた日から10営業日以内に、納入物の内容が本契約の内容に適合するものであるかどうかを検査しなければならない。
- 2 甲は、納入物の検査を完了した場合は、その結果を乙に通知しなければならない。

(実績報告書の提出等)

第10条 乙は、前条の甲による検査の結果、納入物の内容が本契約の内容に適合すると判断された場合には、前条第2項の通知後10営業日以内に、様式第5により作成した実績報告書(以下「実績報告書」という。)を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前条の甲の検査の結果、納入物が本契約の内容に適合しないと判断された場合は、納入物を修正の上、甲に再提出しなければならない。甲は、納入物の再提出を受けた場合は、前条に準じて、納入物の内容について検査しなければならない。

(委託業務の対価の確定)

第11条 甲は、実績報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、委託業務の実施に要した経費の証ひょう、帳簿等の調査により委託業務の対価を確定し、これを乙に通知しなければならない。この場合、甲が実績報告書の修正が必要と認めたときは、甲は、乙に対し、修正した実績報告書の提出を求めることができる。

2 甲は、実績報告書、経費の証ひょう、帳簿等の内容に誤りがあった場合には、前項の通知後であっても、必要に応じ、委託業務の対価を変更することができる。この場合、甲は、乙に対し、委託業務の対価を変更すべき理由及び変更後の金額を通知しなければならない。

(委託業務の対価の支払い)

第12条 乙は、前条第1項の通知を受けた後に、甲に対し、様式第6により作成した精算払請求書を提出する。甲は、精算払請求書の内容を確認の上、不備がないと認められた場合には、受領日から30日以内(当該期間の末日が銀行等の休日に当たるときは、当該末日の前日まで)に委託業務の対価を支払わなければならない。

(帳簿等の整備)

第13条 乙は、委託業務に関し、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ、全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 委託業務に従事した者ごとの実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前二項の帳簿等の内容を正確に記載しなければならない。

4 乙は、第1項及び第2項の帳簿等を委託業務の完了の日の属する年度終了後5年間保存しておくなければならない。

(財産の管理)

第14条 乙は、委託業務の実施により取得した財産（以下「取得財産」という。）について、委託業務の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、甲の指示があったときはその指示に従って処分しなければならない。

2 乙は、取得財産について様式第7による取得財産管理台帳を備え、甲から別に指示がある場合のほかは、委託業務完了後、様式第7により作成した取得財産明細表を実績報告書に添付して提出し、必要な場合は、処分に関して甲の指示を受けるものとする。

(現地調査等)

第15条 甲は、委託業務の実施状況の調査及び委託業務の対価の確定のために必要と認めるときは、乙に対し必要な事項を報告させ、又は、乙の事務所、事業場等において委託業務に関する帳簿類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問することができる。

(債権譲渡の禁止)

第16条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は、乙に対して、委託業務の対価、費用その他の一切の金員を支払う義務を負わない。

(1) 乙が、天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに委託業務を完了しないとき又は完了期限までに委託業務を完了する見込みがないと甲が認めたとき。

(2) 本契約の履行に関し乙又は乙の役職員に不正の行為があったとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反し、甲の催告にもかかわらず、相当期間内に乙がこれを是正しないとき。

(情報セキュリティの確保)

第18条 乙は、甲に対し、情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面を提出しなければならない。

2 乙は、甲の承認を得た場合を除き、委託業務の内容及びその作業の一切（甲より開示された資料や情報を含む。）について、第三者に対して、開示又は漏えいしてはならず、委託業務のために甲から提供された情報を委託業務の目的以外に利用してはならない。なお、本契約の終了後も、その効力を有する。

- 3 乙は、本契約が終了した場合において、甲が提供した紙媒体及び電子媒体の情報（これらの複製を含む。）が不要になったときには、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却その他の方法により情報を復元困難かつ判読不能な方法で廃棄若しくは消去し、様式第8により作成した返却又は廃棄等報告書を甲に提出しなければならない。但し、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。
- 4 乙は、委託業務の遂行において情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合には、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲に報告しなければならない。また、甲の指示があったときには、その指示に従うものとする。
- 5 乙は、甲から情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかにその状況を報告しなければならない。また、甲は、必要があると認めるときは、乙における情報セキュリティ対策の実施状況を確認するための調査をすることができる。
- 6 乙は、委託業務を再委託する場合には、再委託することにより生ずる脅威に対して本条に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じなければならない。

#### （個人情報の取扱い）

- 第19条 乙は、甲から預託された個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に定める情報をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。
- 2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を第三者に再委託する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に基づき個人情報の適切な管理のために乙が行うべき必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるよう書面で義務づけなければならない。承認を得た再委託先の変更及び再委託先が再々委託等を行う場合についても同様とする。
  - 3 乙は、前項の承認を受けようとする場合には、あらかじめ様式第9により作成した個人情報取扱業務の再委託に係る承認申請書を甲に提出しなければならない。
  - 4 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。但し、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。
    - （1）甲から預託された個人情報を第三者（前項記載の書面の合意をした再委託先を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。
    - （2）甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
  - 5 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査体制・検査手続等の安全管理に必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

- 6 甲は、必要があると認めるときは、乙（再委託先があるときは再委託先を含む。）の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示を行うことができる。
- 7 乙は、委託業務完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去し、様式第8により作成した返却又は廃棄等報告書を甲に提出しなければならない。但し、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。
- 8 乙は、甲から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 9 乙は、甲から預託された個人情報以外に、委託業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報保護法に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 10 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、委託業務に関連する個人情報に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。なお、本項その他損害賠償義務を定める本契約の規定は、本契約のその他の違反行為（再委託先による違反行為を含む。）に関する乙の損害賠償義務を排除又は制限するものではない。
- 11 本条の規定は、本契約又は委託業務に関連して乙又は再委託先が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、委託業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

（著作権等の帰属）

- 第20条 乙は、納入物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他の知的財産権等及び所有権（乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。）を、納入物の引渡時点において、甲に無償で引き渡すものとする。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。
- 2 乙は、納入物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

(甲による契約の公表)

第21条 乙は、本契約の名称、概要、委託業務の対価、乙の氏名又は名称及び住所等を甲が公表することに同意する。

2 乙は、第4条に基づき再委託する場合には、再委託先の氏名又は名称及び再委託における契約金額等を甲が公表することについて、再委託先が同意するように必要な措置をとるものとする。

(契約書の解釈)

第22条 本契約に関する一切の事項については、甲、乙協議の上、書面の合意にていつでも変更することができる。

2 本契約の規定について解釈上疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定する。

3 本契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

## 特記事項

### 【特記事項1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ 独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

(2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

(3) 本契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、委託業務の対価（本契約締結後、委託業務の対価の変更があった場合には、変更後の対価）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金（損害賠償額の予定）の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年6パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

## 【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。以下同じ。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する再委託先等（再委託先（再委託が数次にわたるときは、すべての再委託先を含む。）及び再委託先が本契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに解除対象者との契約を解除し、又は再委託先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して解除対象者との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 乙が、本契約に関し、第4条又は前条第2項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、委託業務の対価（本契約締結後、委託業務の対価の変更があった場合には、変更後の対価）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金（損害賠償額の予定）の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、

当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年6パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再委託先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

### 【特記事項3】

(広域系統整備計画に係る工事の請負契約等に関する受注の制限)

第8条 乙は、「広域系統整備の実施計画に係るコスト等調査（2019年度分）」の委託業務の対象となる広域系統整備計画（東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画及び東北東京間連系線に係る広域系統整備計画）に含まれる工事に関し、同工事の請負又は同工事にかかる資材の売買を行ってはならないものとする。

2 乙は、再委託する場合は、再委託先等に対して、前項に基づき乙が負う受注の制限に係る義務と同等の義務を負わせるものとする。

3 本条の規定は、委託業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

(様式第1)

記 号 番 号  
年 月 日

電力広域的運営推進機関  
理事長 金本良嗣 殿

所 在 地  
名 称  
代表者氏名

印

### 計画変更承認申請書

契約書第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

#### 記

1. 契約件名

契約締結日	
契約件名	

2. 委託業務の対価（委託業務の対価の変更を伴う場合は、新旧対比で記載すること。）

委託業務の対価	
---------	--

3. 業務の進捗状況（業務内容ごとに、簡潔に記載すること。）

業務の進捗状況	
---------	--

4. 計画変更の内容・理由及び計画変更が業務に及ぼす影響（詳細に記載すること。また、支出計画の変更を申請する場合は、別葉にて新旧対比で作成すること。）

計画変更の内容・理由	
計画変更が業務に及ぼす影響	

5. 再委託内容（複数ある場合は再委託先ごとに記載することとし、再委託先の変更の場合は新旧対比すること。）

再委託先の氏名又は名称及び住所	
再委託先が業務を終了すべき時期	
再委託する(又は再委託先を変更する)理由	

6. 履行体制図（契約書別紙2に準じ、作成すること。）

変更前	変更後

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。

(様式第2)

記 号 番 号  
年 月 日

電力広域的運営推進機関  
理事長 金本良嗣 殿

所 在 地  
名 称  
代表者氏名

印

### 履行体制図変更届出書

契約書第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

#### 1. 契約件名等

契約締結日	
契約件名	

#### 2. 履行体制図（契約書別紙2に準じ、作成すること。）

変更前	変更後

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。

(様式第3)

記 号 番 号  
年 月 日

電力広域的運営推進機関  
理事長 金本良嗣 殿

所 在 地  
名 称  
代表者氏名

印

### 再委託に係る承認申請書

契約書第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

#### 記

1. 契約件名等

契約締結日	
契約件名	

2. 再委託内容（複数ある場合は再委託先ごとに記載することとし、再委託先の変更の場合は新旧対比すること。）

再委託先の氏名又は名称及び住所	
再委託先が業務を終了すべき時期	
再委託する(又は再委託先を変更する)理由	

3. 履行体制図（契約書別紙2に準じ、作成すること。）

変更前	変更後

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。

(様式第4)

記 号 番 号  
年 月 日

電力広域的運営推進機関  
理事長 金本良嗣 殿

所 在 地  
名 称  
代表者氏名

印

### 委託業務完了報告書

契約書第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

#### 1. 契約件名等

契約締結日	
契約件名	

#### 2. 委託業務の対価

委託業務の対価	
---------	--

#### 3. 委託業務完了期限

委託業務完了期限	
----------	--

#### 4. 委託業務完了年月日

委託業務完了年月日	
-----------	--

(様式第5)

記 号 番 号  
年 月 日

電力広域的運営推進機関  
理事長 金本良嗣 殿

所 在 地  
名 称  
代表者氏名

印

### 実績報告書

契約書第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

#### 記

1. 契約件名等

契約締結日	
契約件名	

2. 委託業務の対価

委託業務の対価	
---------	--

3. 実施した委託業務の概要

委託業務の概要	
---------	--

4. 委託業務実施期間中の進捗管理状況（注1）

日程	対応者	連絡事項

5. 委託業務に要した経費

(1) 支出総額

総括表（注2）

（単位：円）

区分	委託業務の対価	流用額	消費税等組入額	流用等後額	支出実績額	受けるべき委託金の額
合計						

(2) 支出内訳（実施計画書中、支出計画の例により作成すること。）

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。

< 記載要領 >

(注1) : 委託業務実施期間中の進捗管理状況は、以下の記入例のように記載する。

日程	対応者	連絡事項
○年○月○日	・ 電力広域的運営推進機関 計画部○○マネージャー ・ ○○株式会社○○部長	・ ○○○○○事業の中間報告 ・ 今後のスケジュール
○年×月×日	・ 電力広域的運営推進機関 計画部○○担当 ・ ××株式会社××課長	・ ×××××調査に係る出張報告 ・ 今後のスケジュール

(注2) : 総括表は、以下のとおり記載する。

- ・ 区 分 支出計画中の区分経費の名称を記載する。
- ・ 委託業務の対価 区分経費ごとに、委託業務の対価（計画変更の承認を行った場合は当該変更後の額）を記載する。
- ・ 流 用 額 支出計画の区分経費の10パーセント以内の流用を行う場合は、区分経費ごとにその額を記載する。
- ・ 消費税等組入額 区分経費ごとに、消費税及び地方消費税相当額を記載する。
- ・ 流用等後額 委託業務の対価、流用額及び消費税等組入額の合計を区分経費ごとに記載する。
- ・ 支出実績額 委託業務に要した経費を区分経費ごとに記載する。  
なお、一般管理費の額は、支出計画において一般管理費の算出基礎とした経費に対応する支出実績額の合計額に、支出計画における一般管理費の実質率（計画変更の承認を行った場合は当該変更後の実質率）を乗じて得た額を超えてはならない。
- ・ 受けるべき委託金の額 区分経費ごとに、流用後額と支出実績額のいずれか少ない額を記載する。

総括表（注2）

（単位：円）

区分	委託業務の 対価	流用額	消費税等組入額	流用等後額	支出実績額	受けるべき 委託金の額
1.人件費	1,000,000	-10,000	79,200	1,069,200	1,139,500	1,069,200
2.事業費	1,000,000	-10,000	79,200	1,069,200	1,039,500	1,039,500
3.再委託費	500,000	20,000	41,600	561,600	546,000	546,000
4.一般管 理費	200,000	-	16,000	216,000	217,900	216,000
小計	2,700,000	-	-	-	-	-
消費税及び 地方消費税 相当額	270,000	-	-	-	-	-
合計	2,970,000	-	216,000	2,916,000	2,942,900	2,870,700

(様式第6)

記 号 番 号  
年 月 日

電力広域的運営推進機関  
理事長 金本良嗣 殿

所 在 地  
名 称  
代表者氏名

印

### 精算払請求書

契約書第12条の規定に基づき、精算払いを下記のとおり請求します。

記

#### 1. 契約件名等

契約締結日	
契約件名	

#### 2. 請求金額（単位は円とし、算用数字を用いること。）

請求金額	
------	--

#### 3. 振込先金融機関名等

振込先金融機関名	
支店名	
預金の種別	
口座番号	
口座の名義人	

(様式第7)

取得財産管理台帳／取得財産明細表 ( 年度)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	保管場所	備考	管理方法
(イ)	〇〇〇〇器	GP-1XXX	1	552,000円	552,000円	H22.01.20	東京都〇〇 区〇〇 X-X-X 〇〇検査所 内倉庫	継続使用： 可 傷：有（外装 に使用に伴 う傷がある が、機能に支 障をきたす ものではない。 ） 特記事項：ノ ウハウ財産	

(注)

- この様式は、管理台帳、明細表両表とし、いずれかを表示すること。なお、対象となる取得財産は、取得価格の単価が消費税及び地方消費税込みで20万円以上の財産とする。但し、複数の機器等から構成される取得財産は、取得価格の総額が消費税及び地方消費税込みで20万円以上とする。
- 区分は、(ア)事務用備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、図書類、(エ)無体財産権（産業財産権等）、(オ)その他の物件（不動産及びその従物）とする。
- 規格は、型式などその財産のスペック等の参考になるものを記載すること。
- 数量は、同一規格等であれば、一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 取得年月日は、受託者が取得財産の検収を行った年月日を記載すること。
- 保管場所は、住所及び保管場所を記載すること。
- 備考は、財産の状態（継続使用の可否・傷の有無・特記すべき事項）を記載すること。  
特記すべき事項の例
  - ・ノウハウ財産
  - ・ライセンス財産（使用許諾権の移転の可否及び使用許諾期間の終了時期 等）
  - ・〇〇部分は、事業実施過程において消耗してしまったため、継続するには交換の必要がある。

※ 管理方法への記載は不要

(様式第8)

記 号 番 号  
年 月 日

電力広域的運営推進機関  
理事長 金本良嗣 殿

所 在 地  
名 称  
代表者氏名

印

### 返却又は廃棄等報告書

契約書第18条第3項又は第19条第7項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

#### 1. 契約件名等

契約締結日	
契約件名	

#### 2. 返却又は廃棄等の方法

NO	資料名	媒体	返却・廃棄 の別	個人情報 の有無	返却・廃棄の方法

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。

(様式第9)

記 号 番 号  
年 月 日

電力広域的運営推進機関  
理事長 金本良嗣 殿

所 在 地  
名 称  
代表者氏名

印

### 個人情報取扱業務の再委託に係る承認申請書

契約書第19条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

#### 1. 契約件名等

契約締結日	
契約件名	

#### 2. 実施体制図（契約書別紙2の履行体制に準じて作成。但し第4条第1項の規定による再委託及び再々委託先の内容も含めること。）

変更前	変更後

#### 3. 取り扱う個人情報の内容、業務の概要等

取扱業務の委託先の氏名又は名称	取扱業務の委託先の住所	再委託する理由	個人情報の内容	再委託する業務の概要

※必要に応じ、別葉を作成すること。

個人情報を取り扱う業務の再々委託等の承認申請の場合は、再委託を再々委託等に置き換える。

## 実施計画書（仕様書）

### 1. 事業内容

※入札公告時の仕様書の内容を記載。

### 2. 支出計画

別添支出計画書のとおり。

### 3. その他

別添提案書のとおり。

以 上

(別添)

## 支出計画書

区分	内訳	金額	積算内訳
1. 人件費			
2. 事業費			
3. 再委託費			
4. 一般管理費			
5. 小計			
6. 消費税及び 地方消費税			
7. 合計			

※消費税及び地方消費税にかかる免税事業者にあつては、課税売上げにかかる消費税及び地方消費税については、計上することは出来ない。

(別添)

## 提案書

## 履行体制図

(参考)

【履行体制図に記載すべき事項】

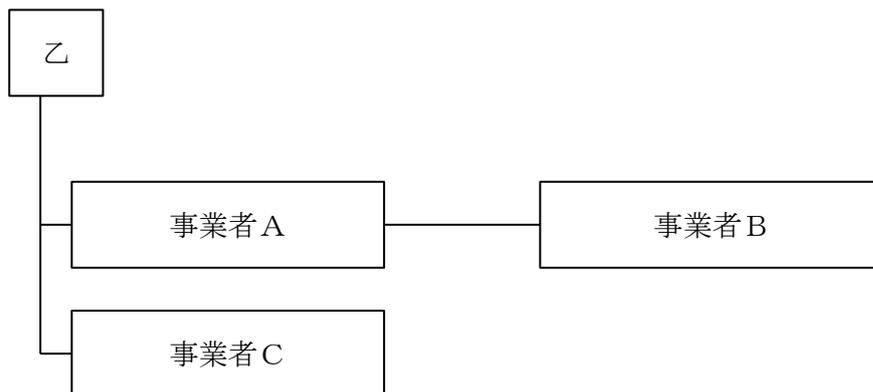
- ・各事業参加者の事業者名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

ただし、次に掲げる事業参加者については記入の必要は無い。

- ・契約金額50万円未満の契約の相手方
- ・印刷、会場借料（会場提供者からの付帯設備を含む。）、翻訳その他これに類する契約の相手方

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額 (税込み)	業務の範囲
A	東京都〇〇 区・・・・	円	
B			



## 適合証明書

電力広域的運営推進機関

区分	入札説明書 記載箇所	機能	適合 <sup>※1</sup>	補足 <sup>※2</sup>
入 札 資 格	2.(1)	平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で等級「C」以上の格付けをされている者であること。		
	2.(2)	各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。		
	2.(3)	入札説明会に参加した者であること。		
	2.(4)	予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。		
	2.(5)	予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。		
	2.(6)	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く）。		
	2.(7)	自己、自社若しくはその役員等（注1）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力（注2）でない者であること。 （注1）取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者。 （注2）暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者等、その他これに準じる者。		
	2.(8)	破壊活動防止法に定めるところの破壊的団体およびその構成員でない者であること。		
	2.(9)	東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の事業実施主体である東北電力株式会社（以下「事業実施主体会社」という。）でない者であること。		
	2.(10)	次に掲げる各号のいずれにも該当しない者であること。 ① 事業実施主体会社の親会社 ※1 ② 事業実施主体会社の若しくは事業実施主体会社の親会社の子会社 ※2 ③ 事業実施主体会社の若しくは事業実施主体会社の親会社の関連会社 ※3 及び当該関連会社の子会社 ④ 事業実施主体会社若しくは事業実施主体会社の親会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等（以下「その他の関係会社」という。）並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社 ※1：この入札説明書において「親会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）（以下「財務諸表等の用語に関する規則」という。）第8条第3項で定める意義を有する。 ※2：この入札説明書において「子会社」とは、財務諸表等の用語に関する規則第8条第3項で定める意義を有する。 ※3：この入札説明書において「関連会社」とは、財務諸表等の用語に関する規則第8条第5項で定める意義を有する。		
	2.(11)	送変電設備の新設・増設・改修工事等における設計、工事又はコスト等調査の実績が過去10年間にある者（委託業務を再委託ないし共同実施する場合には、当該再委託先ないし共同実施者（他の入札参加資格を満たす者に限る。）のいずれかの者に同実績がある場合を含む。）であること。		
	2.(12)	「広域系統整備の実施計画に係るコスト等調査（2019年度分）」の委託業務の対象となる広域系統整備計画（東北東京間連系線に係る広域系統整備計画）の工事に関し、同工事の請負又は同工事にかかる資材の売買を行わない者であること。		

※1 適合については、“○（要件を満たしている）”、“△（条件付きで要件を満たしている、代替手段で要件を満たす）”、“×（要件を満たしていない）”で記述をお願いします。また、“△”を記入した場合は、補足欄に説明をご記入ください。

※2 補足すべき事項がある場合は、その内容を補足欄に記入してください。また、添付資料がある場合は同封し提出をお願いします。



広域系統整備の実施計画に係るコスト等調査  
(2019年度分)

応札資料作成要領

2019年10月30日

電力広域的運営推進機関

## 目 次

- 第 1 章 電力広域的運営推進機関が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料
- 第 2 章 評価項目一覧に係る内容の作成要領
  - 2.1 評価項目一覧の構成
  - 2.2 提案要求事項
  - 2.3 添付資料
- 第 3 章 提案書に係る内容の作成要領及び説明
  - 3.1 提案書の構成及び記載事項
  - 3.2 提案書様式
  - 3.3 応札者による提案書の説明（プレゼンテーション）
  - 3.4 留意事項
- 第 4 章 提案書雛形
  - 4.1 提案書雛形を利用するに当たっての留意事項
  - 4.2 提案書雛形
- 第 5 章 その他
  - 5.1 工数
- 第 6 章 別紙
  - 6.1 （別紙 1）提案書雛形
  - 6.2 （別紙 2）質問状

本書は、「広域系統整備の実施計画に係るコスト等調査（2019年度分）」に係る応札資料(評価項目一覧及び提案書)の作成要領を取りまとめたものである。

## 第1章 電力広域的運営推進機関が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料

電力広域的運営推進機関は応札者に以下の表1に示す資料を提示する。応札者は、それを受け、以下の表2に示す資料を作成し、電力広域的運営推進機関へ提出する。

[表1 電力広域的運営推進機関が応札者に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 仕様書	広域系統整備の実施計画に係るコスト等調査（2019年度分）の仕様を記述（目的・内容等）。
② 応札資料作成要領	応札者が評価項目一覧及び提案書に記載すべき項目の概要や提案書の雛形等を記述。
③ 評価項目一覧	提案書に記載すべき提案要求事項一覧、必須項目及び任意項目の区分、得点配分等を記述。
④ 評価手順書	電力広域的運営推進機関が応札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の算出方法及び評価基準等を記述。

[表2 応札者が電力広域的運営推進機関に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 評価項目一覧の提案書頁番号欄に必要事項を記入したもの	仕様書に記述された要件一覧を達成するか否かに関し、提案書頁番号欄に、該当する提案書の頁番号を記入したもの。
② 提案書	仕様書に記述された要求仕様をどのように実現するかを説明したもの。主な項目は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応札者が提案する調査の内容、実施体制等</li> <li>・ 実施計画</li> <li>・ 業務従事者の資格、確保</li> <li>・ 補足資料(応札者の実績の詳細)等</li> </ul>

## 第2章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

### 2.1 評価項目一覧の構成

評価項目一覧の構成及び概要説明を以下に記す。

[表3 評価項目一覧の構成の説明]

評価項目一覧における項番	事項	概要説明
1～3	提案要求事項	提案を要求する事項。これら事項については、応札者が提出した提案書について、各提案要求項目の必須項目及び任意項目の区分け、得点配分の定義に従いその内容を評価する。
4	添付資料	応札者が作成した提案の詳細を説明するための資料。これら自体は、直接評価されて点数が付与されることはない。

### 2.2 提案要求事項

評価項目一覧中の提案要求事項における各項目の説明を以下に示す。応札者は、別添「評価項目一覧の提案要求事項」における「提案書頁番号」欄に必要事項を記載すること。提案要求事項の各項目の説明に関しては、表4を参照すること。

[表4 提案要求事項上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～細項目	提案書の目次（提案要求事項の分類）。	電力広域的運営推進機関
提案要求事項	応札者に提案を要求する内容	電力広域的運営推進機関
評価区分	必ず提案すべき項目（必須）又は必ずしも提案する必要は無い項目（任意）の区分を設定している。各項目について、記述があった場合、その内容に応じて配点を行う。	電力広域的運営推進機関
得点配分	各項目に対する最大加点	電力広域的運営推進機関
雛形頁番号	（別紙1）提案書雛形*における雛形の頁	電力広域的運営推進機関
提案書頁番号	作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。評価者は各提案要求事項について、本欄に記載された頁のみを対象として採点を行う。	応札者

\*：応札者が提案書を作成する際に参考とすることが可能な提案書の雛形。提案要求事項毎の記述内容、評価の観点等が記載されている。詳細は本要領第4章を参照のこと。

## 2.3 添付資料

評価項目一覧中の補足添付資料における各項目の説明を以下に示す。

[表 5 添付資料上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～小項目	提案書の目次（提案要求事項の分類）。	電力広域的運営推進機関
資料内容	応札者に提案を要求する内容	電力広域的運営推進機関
提案の要否	必ず提案すべき項目（必須）又は必ずしも提案する必要は無い項目（任意）の区分を設定している。提案要求事項とは異なり、採点の対象とはしない。	電力広域的運営推進機関
雛形頁番号	（別紙 1）提案書雛形*における雛形の頁	電力広域的運営推進機関
提案書頁番号	作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。	応札者

## 第 3 章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

### 3.1 提案書の構成及び記載事項

以下に、別添「評価項目一覧」から[提案書の目次]の大項目を抜粋したものと及び求められる提案要求事項の概要を示す（表 6）。

提案書は、表 6 の項番、項目内容に従い、提案要求内容を十分に咀嚼した上で記述すること。なお、目次及び要求事項の詳細は、別添「評価項目一覧」を参照すること。また、各提案要求事項及び補足資料の記述内容については、同じく別添「評価項目一覧」で指定されている別添「提案書雛形」を参照すること。

[表 6 提案書目次]

提案書目次項番	大項目	提案要求事項の概要説明
1	調査の目的、内容及び実施方法	広域系統整備の実施計画に係るコスト等調査（2019年度分）の目的、調査内容及びその実施方法等。
2	調査実施計画	実施内容、実施スケジュールの妥当性等。
3	調査実施体制	本調査の体制、業務ノウハウの蓄積等。
4	添付資料	提案した内容の詳細を説明するための資料。具体的には、実施体制、担当者略歴、会社としての実績等。

### 3.2 提案書様式

- ① 提案書は第4章「提案書雛形」に提示する項目及び様式等を参考にして記述する。
- ② 提案書及び評価項目一覧はA4判カラーにて、全10部印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3判にて提案書の中に折り込む。
- ③ 提出物は、上記の紙資料とともに、電子媒体でも提出する。その際のファイル形式は、原則として、MS-Word、MS-PowerPoint、MS-Excel又はPDF形式とする（これに拠りたい場合は、電力広域的運営推進機関まで申し出ること。）

### 3.3 応札者による提案書の説明（プレゼンテーション）

- ① 応札者は、電力広域的運営推進機関に対し自らの提案内容の説明を行う。
- ② 当該説明に当たっては、電力広域的運営推進機関内会議室にてプレゼンテーションを行うこととし、その際には、原則としてプロジェクト・リーダーに該当する者が実施する。
- ③ 当該プレゼンテーションの日時等については、入札締切（提案書提出期限）後に電力広域的運営推進機関と応札者とで別途調整する。また、プレゼンテーションの時間は、現時点では1社あたり25分程度（発表15分、質疑応答10分程度）を想定している。
- ④ プレゼンテーションにあたっては、与えられた時間を踏まえ、必要に応じて提案書とは別に要約版資料を用意するなど、効率的な実施のために工夫する。

### 3.4 留意事項

- ① 提案書を評価する者が特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成する。なお、必要に応じて、用語解説などを添付する。
- ② 提案に当たって、特定の製品を採用する場合は、当該製品を採用する理由を提案書中に記載するとともに、記載内容を証明及び補足するもの（製品紹介、パンフレット、比較表等）を添付する。
- ③ 応札者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる（その際、提案書本文と添付資料の対応が取れるようにする）。
- ④ 電力広域的運営推進機関から連絡が取れるよう、提案書には連絡先（電話番号、FAX番号、及びメールアドレス）を明記する。
- ⑤ 提出物を作成するに際しての質問等を行う必要がある場合には、別紙2の質問状に必要事項を記載の上、2019年11月8日（金）17時までに下記問い合わせ先へ、電子メールで問い合わせる。

#### 【問い合わせ先】

電力広域的運営推進機関 総務部経理グループ（契約担当）

メールアドレス：[keiyaku@occto.or.jp](mailto:keiyaku@occto.or.jp)

- ⑥ 上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書ではないと電力広域的運営推進機関が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。

## 第4章 提案書雛形

### 4.1 提案書雛形を利用するに当たっての留意事項

提案書雛形では、提案書に含めるべき記述内容と記述例および基礎点と加点の評価観点を提示する。応札者は、提案書雛形を参考として提案書を作成することができるが、以下に留意する必要がある。

- ① 応札者は、最低限、提案書雛形に提示された項目（詳細は、提案書雛形を参照）を提案書に含めなければならない。
- ② 具体的な表記方法に関しては、応札者が必要と判断した場合は、当雛形への完全な遵守を求めるものではない。

なお、提案書の各提案要求事項に対し、どの提案書雛形を参考にすることが出来るかは、別添「評価項目一覧」にて、提示する。

### 4.2 提案書雛形

具体的な提案書雛形の内容は別紙1を参照。

## 第5章 その他

### 5.1 工数

提案書雛形15頁の書式に従って、入札仕様書における業務の単位（又はそれを細分化した業務の単位）で、業務実施者のクラス（例：主任研究員、研究員等）別の工数を提出すること。

## 第6章 別紙

### 6.1 (別紙1) 提案書雛形

### 6.2 (別紙2) 質問状

社名			
住所			
TEL		FAX	
質問者			
質問に関連する文書名及び頁			
質問内容			

# 【1 調査の目的、内容及び実施方法】

## 6.1 (別紙1) 提案書雛形

### 1.1 調査目的

記述内容 ・調査の目的について具体的に記述する。

#### ・ 調査の目的

【基礎点評価の観点】

- ・ 調査の目的が、電力広域的運営推進機関の調査目的に合致しているか。

# 【1 調査の目的、内容及び実施方法】

## 6.1 (別紙1) 提案書雛形

### 1.2 調査内容

記述内容 ・調査内容について具体的に記述する。

#### ・ 調査内容

【基礎点評価の観点】

- ・ 調査内容が、調査目的と整合しているか。

【加点評価の観点】

- ・ 調査内容が、具体的かつ詳細か。
- ・ 電力広域的運営推進機関が指定する調査内容以外に、本調査目的に対して有効な調査内容が提案されているか。(新規性・独創性)

【1 調査の目的、内容及び実施方法】  
1.3 調査実施方法

6.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容 ・調査実施方法について具体的に記述する。

・ 調査実施方法

【基礎点評価の観点】  
・調査実施方法が、調査目的・内容と整合しているか。  
・調査実施方法が具体的かつ妥当で、実現性が認められるか。

【加点評価の観点】  
・効率的・効果的な調査実施方法が採られているか。  
・調査実施方法について、創意工夫が見られるか。

【2 調査実施計画】  
2.1. 調査実施計画

6.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容 ・確実に成果をあげるために、応札者が行う調査実施計画(作業内容・スケジュール)について、主要なマイルストーンを記述し、提案したスケジュールの根拠を具体的に・客観的に記述する。

・ 作業内容、スケジュール

■ スケジュール

(以下の項目等を含めて記述)

- ・ 調査内容、担当者、開始日、終了日、作成資料名、マイルストーン

作業ID			作業項目			作業内容	担当	開始日	終了日	作成資料	平成〇〇年〇月		〇月	
大分類	中分類	小分類	大分類	中分類	小分類									
100			●●●●●●											
	111			XXXX										
		XXX			●●●									
		XXX			●●									
120				□□□□										
					●●									
					●●									
130				△△△△										
					●●									
					●●									

記述例

【基礎点評価の観点】  
・調査目的・内容に対し、調査実施計画(スケジュール)は妥当か。

■ 工夫及び遅滞なく調査を完了するための工夫

- ・ 過去にXXXXにて利用したスケジュールをテンプレートにしてスケジュールを作成した。
- ・ XX
- ・ .....

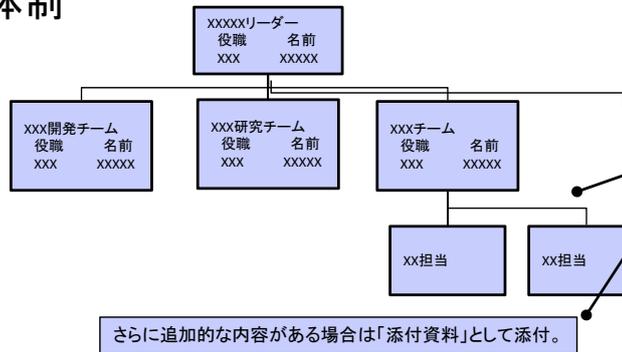
【加点評価の観点】  
・調査実施計画(スケジュール)に、調査を適切に実行する根拠(人員・手順等)が示されているか。  
・調査実施手順について、効率的に実施するための工夫が示されているか

### 【3 調査実施体制】 3.1 調査実施体制、役割分担

#### 6.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査の実施体制や役割分担について、体制上の役割分担や担当者数がわかるように記述する。</li> <li>実施体制については、個々の業務の担当が分かるようにし、各チームのリーダークラス役員については、役職及び担当者名を記述する。応募者が当該業務における実績を有する場合、その実績が当該業務の実施に当たり有益であることを具体的に客観的に記述する。(例えば、「過去の実績における経験者を当該業務の各チームに重視させる」等)</li> </ul>
------	--

#### 実施体制



#### 記述例

**【基礎点評価の観点】**

- 調査の実施体制図及び役割が、調査内容と整合しているか。
- 要員数、体制、役割分担が明確にされているか。
- 調査を遂行可能な人数が確保されているか。
- 契約後、調査を速やかに開始する体制が確保されているか。

さらに追加的な内容がある場合は「添付資料」として添付。

#### 役割分担

- 各チームの主な役割
- 各チームの担当者数
- 提案書に別途含める、実務担当者の略歴への参照 等

**【加点評価の観点】**

- 効率的・効果的に調査を遂行するための体制が備わっているか。
- 電力広域的運営推進機関からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。

### 【3 調査実施体制】 3.2 組織(再委託先含め)としての専門性、類似事業実績

#### 6.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織として、本調査に関する専門知識、ノウハウ、過去の経験等について記述する。</li> </ul>
------	--

#### 専門知識、ノウハウ

- (以下の項目等を含めて記述)
- 過去10年間の送変電設備の新設・増設・改修工事等に関して
- 実施概要(規模、設計・工事・コスト調査の別、変電・送電の別を含める)
  - 実施時期

#### 過去の実績

- (以下の項目等を含めて記述)
- 類似事業実績(送変電設備の工期・調達プロセスに関する調査やオーナーズコンサルティング等)に関して
- 提供先(※実名が記述できない場合は、必ずしも実名を記述する必要はない。その場合、例えば「中央府省A」といった形式で記述する)
  - 実施概要
  - 実施時期
  - 主たる業務実施担当者 等

#### 調査に活かされるネットワーク

- (以下の項目等を含めて記述)
- ネットワークを有する関係事業者
  - 調査への活用方法

#### 記述例

**【基礎点評価の観点】**

- 組織として調査内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか(送変電設備の新設・増設・改修工事等における設計、工事又はコスト等調査の実績が過去10年にあるか)。

**【加点評価の観点】**

- 組織として類似事業の実績があるか。
- 組織として調査内容に活かされる専門知識、ノウハウ等の蓄積があるか(広域連系系統の新設・増設・改修工事等について複数の分野(変電、送電)で複数の段階(コスト等調査、設計、工事)の実績が過去10年にあるか)。
- 組織として調査内容に活かされる関係事業者(一般送配電事業者・送電事業者、製造メーカー、施工会社等)とのネットワークを有しているか。

さらに追加的な内容がある場合は「添付資料」として添付。

### 【3 調査実施体制】

#### 3.3 調査従事予定者の専門性、類似事業実績

#### 6.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容 ・本調査に従事する予定の者の、本事業分野に関する専門知識、ノウハウ等の蓄積、過去の経験について記述する。

##### ・ 担当者名

(以下の項目等を含めて記述)

- 部署・役職
  - 予定担当業務
  - 役割
  - 業務経験 (顧客の業種、実施業務やその内容、体制内での位置づけ、実施期間)
  - 略歴・保有スキル等
  - 専門知識、ノウハウ
- 過去10年間の送変電設備の新設・増設・改修工事等に関して
- ・ 実施概要 (規模、設計・工事・コスト等調査の別、変電・送電の別を含める)
  - ・ 実施時期
- 過去の実績
- 類似事業実績 (送変電設備の工期・調達プロセスに関する調査やオーナーズコンサルティング等) に関して
- 提供先 (※実名が記述できない場合は、必ずしも実名を記述する必要はない。その場合、例えば「中央府省A」といった形式で記述する)
  - 実施概要
  - 実施時期

##### 記述例

##### 【基礎点評価の観点】

・調査従事予定者に、調査内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか (送変電設備の新設・増設・改修工事等における設計、工事又はコスト等調査の従事経験があるか)。

##### 【加点評価の観点】

・調査従事予定者に、類似事業の実績があるか。  
・調査従事予定者に、調査内容に活かされる専門知識、ノウハウ等の蓄積があるか (広域連系系統の新設・増設・改修工事等について複数の分野 (変電、送電) で複数の段階 (コスト等調査、設計、工事) の従事経験があるか。  
・調査従事予定者は、調査内容に活かされる関係事業者 (一般送配電事業者・送電事業者、製造メーカー、施工会社等) とのネットワークを有しているか。

##### ・ 調査に活かされるネットワーク

(以下の項目等を含めて記述)

- 調査担当者がネットワークを有する関係事業者
- 調査への活用方法

さらに追加的な内容がある場合は「添付資料」として添付。

13

広域系統整備の実施計画に係るコスト等調査(2019年度分)

電力広域的運営推進機関

### 【3 調査実施体制】

#### 3.4 調査遂行のための経営基盤・管理体制

#### 6.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容 ・事業を円滑に行うための経営基盤、管理体制(経理処理体制等)について記述する。

##### ・ 経営基盤について

##### ■ 資金・設備の状況

✓ XXXXXXXXXXXX

✓ XXXXXXXXXXXX

✓ XXXXX

##### ■ 管理体制について

● XXXXXXXXXXXX

● XXXXXXXXXXXX

##### 【基礎点評価の観点】

・調査遂行のための経営基盤を有しているか。

##### 【加点評価の観点】

・一定以上の資金・設備を有しており、管理体制について優れているか。  
(支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか。)

14

広域系統整備の実施計画に係るコスト等調査(2019年度分)

電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関

**【4 添付資料】**  
**4.1 調査実施に係る工数**

6.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容	・「2.調査実施計画」にて提案した調査実施方法を実現するために必要な工数を、入札仕様書における業務の単位（又はそれを細分化した業務の単位）で調査従事者のクラス別（主任研究者、研究者等）の工数を記述する。 ※「2.調査実施計画」の内容と整合性があること。
------	---

・ **【契約件名】見積り詳細**

記述例

業務				担当者のクラス別工数（人月）/月				工数 （業務中項目 単位）
#	大項目	#	中項目	XXXX	XXX	XXX	XXX	
(1)	●●●に係るもの							
		1)	××××	....	....	....	....	....
		2)	××××	....	....	....	....	....
(2)	○○○に係るもの							
		1)	....	....	....	....	....	....
		2)	....	....	....	....	....	....
		...	....	....	....	....	....	....
			合計(工数)	....	....	....	....	....

**【4 添付資料】**  
**4.2 事業実績及び類似事業実績 一官公庁における、事業の実績**

6.1 (別紙1) 提案書雛形

**【4 添付資料】**

6.1（別紙1）提案書雛形

**4.2 事業実績及び類似事業実績 ー官公庁も含めた、類似事業の実績**

---

17

広域系統整備の実施計画に係るコスト等調査(2019年度分)

電力広域的運営推進機関

**【4 添付資料】**

6.1（別紙1）提案書雛形

**4.3 実施体制及び事業従事者略歴 ー本調査実施のための体制図**

---

18

広域系統整備の実施計画に係るコスト等調査(2019年度分)

電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関

提案書の目次				得点配分			内部用評価基準		雛形 頁番号	提案書 頁番号		
大項目	中項目	小項目	細項目	評価 区分	合 計	基 礎 点	加 点	基礎点	加点			
1 調査の目的、内容及び実施方法												
1.1	調査目的	調査の目的が、電力広域的運営推進機関の調査目的に合致しているか。		必須	5	5	0	調査の目的が、電力広域的運営推進機関の調査目的に合致しているか。		7		
		調査内容が、調査目的と整合しているか。 調査内容が、具体的かつ詳細か。 電力広域的運営推進機関が指定する調査内容以外に、本調査目的に対して有効な調査内容が提案されているか(新規性・独創性)。		必須	40	10	30	調査内容が、調査目的と整合しているか。 調査内容が、具体的かつ詳細か。 電力広域的運営推進機関が指定する調査内容以外に、本調査目的に対して有効な調査内容が提案されているか(新規性・独創性)。			8	
		調査実施方法が、調査目的・内容と整合しているか。 調査実施方法が具体的かつ妥当で、実現性が認められるか。 効率的・効果的な調査実施方法が採られているか。 調査実施方法について、創意工夫が見られるか。		必須	35	10	25	調査実施方法が、調査目的・内容と整合しているか。 調査実施方法が具体的かつ妥当で、実現性が認められるか。 効率的・効果的な調査実施方法が採られているか。 調査実施方法について、創意工夫が見られるか。			9	
2 調査実施計画												
2.1	調査実施計画	調査目的・内容に対し、調査実施計画(スケジュール)は妥当か。 調査実施計画(スケジュール)に、調査を適切に実行する根拠(人員・手続等)が示されているか。 調査実施手順について、効率的に実施するための工夫が示されているか。		必須	25	5	20	調査目的・内容に対し、調査実施計画(スケジュール)は妥当か。 調査を適切に実行する根拠(人員・手続等)が示されているか。 調査実施手順について、効率的に実施するための工夫が示されているか。			10	
3 調査実施体制												
3.1	調査実施体制・役割分担	調査の実施体制及び役割が、調査内容と整合しているか。 要員数、体制、役割分担が明確にされているか。 調査を遂行可能な人数が確保されているか。 契約後、調査を速やかに開始する体制が確保されているか。 効率的・効果的に調査を遂行するための体制が備わっているか。 電力広域的運営推進機関からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。		必須	15	5	10	調査の実施体制及び役割が、調査内容と整合しているか。 要員数、体制、役割分担が明確にされているか。 調査を遂行可能な人数が確保されているか。 契約後、調査を速やかに開始する体制が確保されているか。 効率的・効果的に調査を遂行するための体制が備わっているか。			11	
3.2	組織(再委託先等)としての専門性、類似事業実績	組織として調査内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか(送電設備の新設・増設・改修工事等における設計、工事又はコスト等調査の実績が過去10年にあるか)。 組織として類似事業の実績があるか。 組織として調査内容に活かされる専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか(広域連系系統の新設・増設・改修工事等について複数の分野(発電、送電)で複数の段階(コスト等調査、設計、工事)の実績が過去10年にあるか)。 組織として調査内容に活かされる関係事業者(一般送配電事業者・送電事業者、製造メーカー、施工会社等)とのネットワークを有しているか。		必須	35	5	30	組織として調査内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか(送電設備の新設・増設・改修工事等における設計、工事又はコスト等調査の実績が過去10年にあるか)。 組織として類似事業の実績があるか。 組織として調査内容に活かされる専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか(広域連系系統の新設・増設・改修工事等について複数の分野(発電、送電)で複数の段階(コスト等調査、設計、工事)の実績が過去10年にあるか)。 組織として調査内容に活かされる関係事業者(一般送配電事業者・送電事業者、製造メーカー、施工会社等)とのネットワークを有しているか。			12	
3.3	調査従事予定者の専門性、類似事業実績	調査従事予定者に、調査内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか(送電設備の新設・増設・改修工事等における設計、工事又はコスト等調査の従事経験があるか)。 調査従事予定者に、類似事業の実績があるか。 調査従事予定者に、調査内容に活かされる専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか(広域連系系統の新設・増設・改修工事等について複数の分野(発電、送電)で複数の段階(コスト等調査、設計、工事)の従事経験があるか)。 調査従事予定者は、調査内容に活かされる関係事業者(一般送配電事業者・送電事業者、製造メーカー、施工会社等)とのネットワークを有しているか。		必須	35	5	30	調査従事予定者に、調査内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか(送電設備の新設・増設・改修工事等における設計、工事又はコスト等調査の従事経験があるか)。 調査従事予定者に、類似事業の実績があるか。 調査従事予定者に、調査内容に活かされる専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか(広域連系系統の新設・増設・改修工事等について複数の分野(発電、送電)で複数の段階(コスト等調査、設計、工事)の従事経験があるか)。 調査従事予定者は、調査内容に活かされる関係事業者(一般送配電事業者・送電事業者、製造メーカー、施工会社等)とのネットワークを有しているか。			13	
3.4	調査遂行のための経営基盤・管理体制	調査遂行のための経営基盤を有しているか。 一定以上の資金・設備を有しており、管理体制について優れているか。(支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか)。		必須	10	5	5	調査遂行のための経営基盤を有しているか。 一定以上の資金・設備を有しており、管理体制について優れているか。(支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか)。			14	

提案書の目次			資料内容	提案の 要否	雛形頁番号	提案書頁番号
大項目	中項目	小項目				
4 添付資料						
	4.1	調査実施に係る工数		必須	15	
	4.2	事業実績及び類似事業実績	・官公庁における、事業の実績	任意	16	
			・官公庁も含めた、類似事業の実績	任意	17	
	4.3	実施体制及び事業従事者略歴	・本調査実施のための体制図	任意	18	
			・事業従事者の略歴・実績	任意	19	

提案書の目次				評価区分	得点配分			内部用評価基準		雛形 頁番号	提案書 頁番号
大項目	中項目	小項目	細項目		提案要求事項	合計	基礎点	加点	基礎点		
<b>1 調査の目的、内容及び実施方法</b>											
	1.1	調査目的	・調査の目的が、電力広域的運営推進機関の調査目的に合致しているか。	必須	5	5	0	・調査の目的が、電力広域的運営推進機関の調査目的に合致しているか。			7
	1.2	調査内容	・調査内容が、調査目的と整合しているか。 ・調査内容が、具体的かつ詳細か。 ・電力広域的運営推進機関が指定する調査内容以外に、本調査目的に対して有効な調査内容が提案されているか(新規性・独創性)。	必須	40	10	30	・調査内容が、調査目的と整合しているか。 ・調査内容が、具体的かつ詳細か。 ・電力広域的運営推進機関が指定する調査内容以外に、本調査目的に対して有効な調査内容が提案されているか(新規性・独創性)。			8
	1.3	調査実施方法	・調査実施方法が、調査目的・内容と整合しているか。 ・調査実施方法が具体的かつ妥当で、実現性が認められるか。 ・効率的・効果的な調査実施方法が採られているか。 ・調査実施方法について、創意工夫が見られるか。	必須	35	10	25	・調査実施方法が、調査目的・内容と整合しているか。 ・調査実施方法が具体的かつ妥当で、実現性が認められるか。 ・効率的・効果的な調査実施方法が採られているか。 ・調査実施方法について、創意工夫が見られるか。			9
<b>2 調査実施計画</b>											
	2.1	調査実施計画	・調査目的・内容に対し、調査実施計画(スケジュール)は妥当か。 ・調査実施計画(スケジュール)に、調査を適切に実行する根拠(人員・手順等)が示されているか。 ・調査実施手順について、効率的に実施するための工夫が示されているか。	必須	25	5	20	・調査目的・内容に対し、調査実施計画(スケジュール)は妥当か。 ・調査実施計画(スケジュール)に、調査を適切に実行する根拠(人員・手順等)が示されているか。 ・調査実施手順について、効率的に実施するための工夫が示されているか。			10
<b>3 調査実施体制</b>											
	3.1	調査実施体制・役割分担	・調査の実施体制図及び役割が、調査内容と整合しているか。 ・要員数、体制、役割分担が明確にされているか。 ・調査を遂行可能な人数が確保されているか。 ・契約後、調査を速やかに開始する体制が確保されているか。 ・効率的・効果的に調査を遂行するための体制が備わっているか。 ・電力広域的運営推進機関からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	必須	15	5	10	・調査の実施体制図及び役割が、調査内容と整合しているか。 ・要員数、体制、役割分担が明確にされているか。 ・調査を遂行可能な人数が確保されているか。 ・契約後、調査を速やかに開始する体制が確保されているか。			11
	3.2	組織(再委託先含め)としての専門性、類似事業実績	・組織として調査内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか(送変電設備の新設・増設・改修工事等における設計、工事又はコスト等調査の実績が過去10年にあるか)。 ・組織として類似事業の実績があるか。 ・組織として調査内容に活かされる専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか(広域連系系統の新設・増設・改修工事等について複数の分野(変電、送電)で複数の段階(コスト等調査、設計、工事)の実績が過去10年にあるか)。 ・組織として調査内容に活かされる関係事業者(一般送配電事業者・送電事業者、製造メーカー、施工会社等)とのネットワークを有しているか。	必須	35	5	30	・組織として調査内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか(送変電設備の新設・増設・改修工事等における設計、工事又はコスト等調査の実績が過去10年にあるか)。 ・組織として類似事業の実績があるか。 ・組織として調査内容に活かされる専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか(広域連系系統の新設・増設・改修工事等について複数の分野(変電、送電)で複数の段階(コスト等調査、設計、工事)の実績が過去10年にあるか)。 ・組織として調査内容に活かされる関係事業者(一般送配電事業者・送電事業者、製造メーカー、施工会社等)とのネットワークを有しているか。			12
	3.3	調査従事予定者の専門性、類似事業実績	・調査従事予定者に、調査内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか(送変電設備の新設・増設・改修工事等における設計、工事又はコスト等調査の従事経験があるか)。 ・調査従事予定者に、類似事業の実績があるか。 ・調査従事予定者に、調査内容に活かされる専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか(広域連系系統の新設・増設・改修工事等について複数の分野(変電、送電)で複数の段階(コスト等調査、設計、工事)の従事経験があるか)。 ・調査従事予定者は、調査内容に活かされる関係事業者(一般送配電事業者・送電事業者、製造メーカー、施工会社等)とのネットワークを有しているか。	必須	35	5	30	・調査従事予定者に、調査内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか(送変電設備の新設・増設・改修工事等における設計、工事又はコスト等調査の従事経験があるか)。 ・調査従事予定者に、類似事業の実績があるか。 ・調査従事予定者に、調査内容に活かされる専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか(広域連系系統の新設・増設・改修工事等について複数の分野(変電、送電)で複数の段階(コスト等調査、設計、工事)の従事経験があるか)。 ・調査従事予定者は、調査内容に活かされる関係事業者(一般送配電事業者・送電事業者、製造メーカー、施工会社等)とのネットワークを有しているか。			13
	3.4	調査遂行のための経営基盤・管理体制	・調査遂行のための経営基盤を有しているか。 ・一定以上の資金・設備を有しており、管理体制について優れているか。(支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか。)	必須	10	5	5	・調査遂行のための経営基盤を有しているか。 ・一定以上の資金・設備を有しており、管理体制について優れているか。(支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか。)			14

提案書の目次			資料内容	提案の 要 否	雛形頁番号	提案書頁番号
大項目	中項目	小項目				
4 添付資料						
	4.1	調査実施に係る工数		必須	15	
	4.2	事業実績及び類似事業実績	・官公庁における、事業の実績	任意	16	
			・官公庁も含めた、類似事業の実績	任意	17	
	4.3	実施体制及び事業従事者略歴	・本調査実施のための体制図	任意	18	
			・事業従事者の略歴・実績	任意	19	

広域系統整備の実施計画に係るコスト等調査  
(2019年度分)

評価手順書 (加算方式)

2019年10月30日

電力広域的運営推進機関

本書は、「広域系統整備の実施計画に係るコスト等調査（2019年度分）」に関する評価手順を取りまとめたものである。落札方式、評価の手続き及び提案の配点基準を以下に記す。

## 第1章 落札方式及び得点配分

### 1.1 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「1.2 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 別添「評価項目一覧」に記載される要件のうち必須とされた項目を、全て満たしていること。

### 1.2 総合評価点の計算

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

技術点＝基礎点＋加点

価格点＝価格点の配分(※)×(1－入札価格÷予定価格)

※なお、技術点の配分と価格点の配分は、2：1とする。

### 1.3 得点配分

技術点に関し、必須及び任意項目の配分を200点、価格点の配分を100点とする。

技術点	200点
価格点	100点

## 第2章 評価の手続き

### 2.1 一次評価

まず、以下の基準により一次判定を行う。

- ① 別添「評価項目一覧」の「提案要求事項（項番1～3）」の、評価項目が必須の「提案書頁番号」に提案書の頁番号が記入されている。
- ② 別添「評価項目一覧」の「添付資料（項番4）」の、提案の要否が必須の「提案書頁番号」に提案書の頁番号が記入されている。

一次評価で合格した提案書について、「2.2 二次評価」を行う。

### 2.2 二次評価

「2.1 一次評価」にて合格した提案書に対し、「3 評価項目の加点方法」にて記す評価基準に基づき採点を行う。この際、別添「評価項目一覧」に記載される「提案要求事項（項番1～3）」のうち必須とされた項目について基礎点の得点が0となった場合、その応募者を不合格とする。複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する。

## 2.3 総合評価点の算出

以下を合計し、総合評価点を算出する。

- ① 「2.2 二次評価」により与えられる技術点
- ② 入札価格から、「1.2 総合評価点の計算」に記した式より算出した価格点
- ③ 技術点及び価格点に小数点第2位以下の端数を生じた場合は切り捨てとする。

## 第3章 評価項目の加点方法

### 3.1 評価項目得点構成

評価項目の得点は基礎点と加点の二種類に分かれており、その合計にて提案要求事項毎の得点が決定される。(評価項目毎の基礎点、加点の得点配分は「評価項目一覧」の「提案要求事項一覧」の「得点配分」欄を参照)

### 3.2 基礎点評価

基礎点は、提案要求事項の評価区分が必須である事項にのみ設定されている。評価の際には提案要求事項の要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点となる。提案者は、提案書にて基礎点の対象となる要件を全て充足することを示さなければならない。一つでも要件が充足できないとみなされた場合は、その応募者は不合格となる。なお、各提案要求事項の基礎点を評価する際の観点は、別添「提案書雛型」にて「基礎点評価の観点」として示している。

### 3.3 加点評価

加点は、全ての提案要求事項について設定されており、各提案要求事項の加点を評価する際の観点に沿って評価を行う。各提案要求事項の加点を評価する際の観点は、別添「提案書雛形」にて「加点評価の観点」として示している。